

J+C グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌  
ECONOMIC  
JOURNAL

平成 30 年 8 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行  
9 月号 (No.296)

SEPTEMBER  
2018  
No.296

9

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

# 中国経済の中長期展望 —重要課題分析



**TOPICS**：中国におけるユニコーン企業の動向とそれを支える杭州のエコシステム  
**省エネ・環境コーナー**：中国の気候変動対応行動の課題と展望  
**中国ビジネス Q&A**：外資参入規制緩和、現地法人設立手続の簡易化の動向



表紙写真：中国の新たなイノベーションのモデル基地として、北京、上海、深圳、杭州が特に注目を集めている。写真は杭州のイノベーションセンター「未来科技城」にある「中国杭州ブロックチェーン産業園」（本誌 TOPICS 参照）。写真は筆者提供のもの。

## 1 巻頭言

### 東京貿易と中国

■加藤富弘 日中経済協会 常任理事、東京貿易ホールディングス株式会社 代表取締役社長

## SPECIAL REPORT

# 中国経済の中長期展望 —重要課題分析

## 2 中国経済の中長期展望

■津上俊哉 現代中国研究家、日本国際問題研究所 客員研究員

## 6 新たな段階を迎えた国有企業改革

■大橋英夫 専修大学 経済学部 教授

## 10 正念場にさしかかる中国の金融リスク対応

■岡嵯久実子 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

## 14 持続可能な社会保障の構築へ —中国型福祉ミックスの模索

■澤田ゆかり 東京外国語大学 総合国際学研究院 教授

## 18 中国の新型都市化への「物差し」 —中国都市総合発展指標

■周 牧之 東京経済大学 教授

## 22 TOPICS

### 中国におけるユニコーン企業の動向と それを支える杭州のエコシステム

■岡本紳太郎 徳勤華永会計事務所(デロイト中国) マネージャー公認会計士

## 26 省エネ・環境コーナー

### 中国の気候変動対応行動の課題と展望

■金 振 地球環境戦略研究機関 気候変動・エネルギー領域 主任研究員

## 30 中国ビジネス Q&A

### 外資参入規制緩和、現地法人設立手続の簡易化の動向

■石本茂彦 森・濱田松本法律事務所 弁護士

## 32 情報クリップ

第22回日中民商事法セミナーを共催 ほか

JCNDA NEWS

2018年7月の日中東北開発協会の活動から



# 東京貿易と中国



一般財団法人 日中経済協会 常任理事  
東京貿易ホールディングス株式会社  
代表取締役社長

加藤 富弘

**東**京貿易はお蔭さまで2017年10月に創立70周年を迎えました。70年という弊社の歴史の中で特記することのひとつに共産圏諸国との取引があります。当時市場としては未開拓だった中国、東欧、ロシアなどの旧共産圏において、将来の成長を見据え市場の開拓にチャレンジしました。その中でも中国とは65年を超える長年にわたり友好関係を築いてきました。

1972年の日中国交正常化に先立ち、日中間において52年に日中間貿易協定が締結されましたが、弊社は53年にはバーター取引による昆布の輸出と大豆カスの輸入を実現、同年中国米の取扱指定商社になり、54年にはバーター貿易の決済方法を拡大した「トマス方式」（名称は東京貿易の電信略号TOMASに由来）を考案するなど、戦後の日中貿易のパイオニアとなり、63年に北京事務所を開設し、今日に至るまで穀物・鉄鋼・原料・車両と多岐にわたる貿易取引を行って参りました。中でも、56年には機械輸出の先駆として三輪トラックを輸出し、70年以降は特にトヨタ車の輸出を中心に日中貿易の発展に寄与した歴史があります。

東京貿易グループは、現在中国市場では大きく二つの事業分野において積極的に成長発展に取り組んでおります。その一つは、東京貿易テクノシステム株式会社による、自動車関連機器事業です。主力商品である三次元測定機は、80年より中国市場において販売を開始し、様々な製品の開発造形から製造・検査・完成まで一連のプロセスにおける計

測およびデータ処理作業を総合化して提供しています。2006年には、販売だけでなく、アフターサービスの充実を図るため、広州市に現地法人を設立し現在に至っております。

もう一つが、東京貿易マテリアル株式会社の中国資材事業です。1987年に日本企業として初めて、特殊鋼向けならびに高炉向けに中国から製鉄用耐火煉瓦の輸入販売を開始しました。95年に中国山東省済南市にマグカーボン煉瓦製造の合弁会社を、96年に中国浙江省上虞市にアルミナカーボン煉瓦製造の合弁会社を設立しております。

今日、日中関係においては、これまでの対中投資中心から対日投資が増加し、さらには中国の「一带一路」経済圏構想を通して日中双方協力による第三国への投資も見据えた新たな関係構築が期待される中、14億人近い膨大な人口を抱える中国は日本の最大貿易国であり、潜在的にも大変魅力ある中国という巨大なマーケットにおいて、東京貿易グループは、高付加価値商品の販売を強化し、既存事業とシナジーが期待できる分野での新規事業に取り組みたいと考えております。

その実現のために、中国人社員の現地採用に加え、本社採用を増やしておりますが、こういった相互協力体制が日中国交正常化50周年、さらには100周年に向けて、日中経済の友好的な発展に微力ながらも貢献し、ひいてはそれが、アジア全体の平和的な発展につながるものと信じております。

# 中国経済の中長期展望

津上俊哉

現代中国研究家、日本国際問題研究所 客員研究員

7月6日、懸念されていた米中貿易戦争が本当に始まってしまった。中国は昨年来国内経済政策では引き締めモードの経済運営を余儀なくされてきており、そこに米中貿易摩擦の悪影響が重なれば経済運営の困難さが増す。本稿では、過去の経済政策を振り返るとともに、今後の中国経済がどういう道を進むのかを展望したい。

上海の金融街（岡寄久実子氏提供）

## 1期目の経済政策の回顧

いま中国経済が直面する大きな課題は債務増大だとされる。国際決済銀行（BIS）の最新データによれば2017年12月時点の中国総債務/GDP比は256%とほぼ前年横ばいだが、18年6月のシャドーバンキング分も含めた社会融資残高総量は2年前から25%も増えている。

債務が増大するのは、「借金で投資する」投資頼みの成長パターンからの脱却が進まないためだ。「4兆元投資」が始まった09年から18年上半期までの9年半の間に行われた固定資産投資の累計額はとうとう412兆元（邦貨換算約7000兆円）という天文学的な数字に達した。

これだけ投資を重ねれば、優良プロジェクトはやり尽くして、後には稼ぎの悪い企業投資や地域開発効果の低い公共投資しか残らなくなる。そんな投資を重ねていくと、投資のために借りた有利子負債を償還するペースが遅くなり、債務残高が急増する。

習近平政権は1期目から「借金・投資頼みの成長は持続不可能だ」と考えて、「もはや高度成長の時代ではない（「中高速增长」の時代）」として成長期待を引き下げるとともに、

「供給側改革」によって経済の生産性を向上させ、これを新しい成長エンジンにすること（「新常态」）を目指した。この路線転換の効果はマクロ経済にてきめんに現れた。図1を見ると、14年、15年と比較的直正な経済指標が軒並み右肩下がりになったのが分かる。鉄鋼を筆頭とするオールドエコノミーは、投資のアクセルを踏んでいないと、てきめんに不景気になるのである。

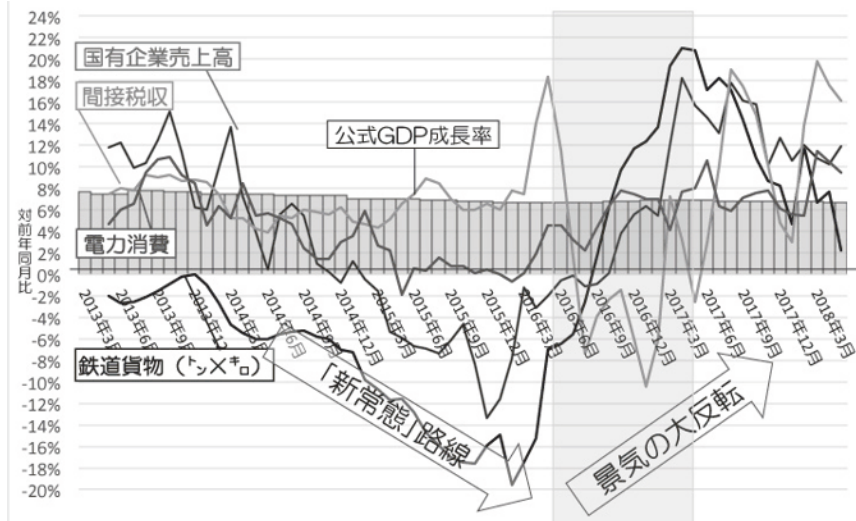
## 2016年に景気大転

ところが、16年に入るや、各指標が一斉に大反転し、オールドエコノミーが息を吹き返した。図2を見ると、「官」すなわち政府や国有企業の投資が大幅に増加した結果だとうかがえる（重厚長大産業でゾンビ企業や公害企業を淘汰したことにより需給が引き締まり、製品価格が上昇したことは、業況好転のもう一つの理由）。

もともと調子が良い「ニューエコノミー」に加えて、オールドエコノミーにも活況が戻った結果、中国の景気は16年以降好転した。17年の名目GDPは12兆ドル、伸び率は実に11%を超え、オーストラリア一國分のGDPが増えたに増えた。IMFが「世界の経済成長の3分の

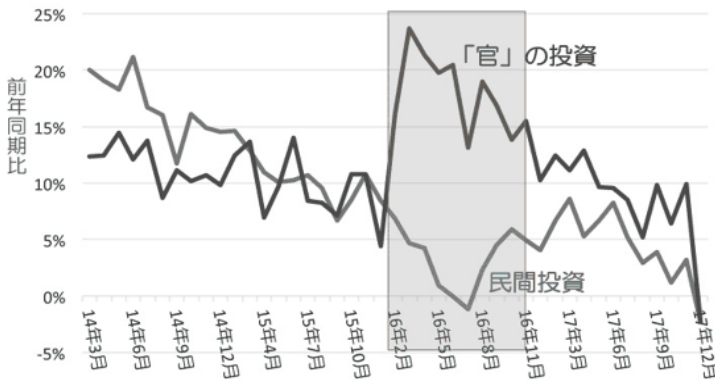


図1 ひっくり返された「新常态」路線



(出所) 国家統計局、財政部、鉄道総公司、電力企業連合会の各経済統計の前年同月比の数字を3区間移動平均線で表示

図2 官民投資の対比



(出所) 国家統計局

地方財政は「PPP（官民パートナシップ）」方式の大流行で再び悪化した。PPPは公共施設の整備を外部の事業主体に委ねる代わり、地方政府は事業主体に長期間利用料を払い続ける仕組みだが、地方政府が後先の負担も顧慮せずに多数のPPP事業をいつか開始したためだ。

地方政府のPPP事業などに資金を融通したのはシャドーバンクだが、その貸金債権は転売されて高利回りの「理財商品」に加工され、一般投資

家に販売されて…と、一重にリスクな金融が急膨張した。こんな金融が成り立つのは「政府が関わっている事業だから、問題が起きても救済してもらえろ」という根強い「暗黙の保証」信仰があるためだ。そのせいで、不採算な事業に金を注ぎ込む流れが止まらない。

こんな後遺症を前に、習近平政権は以下のような引き締め政策を採らざるを得なくなった。

- ①不良PPP事業は計画中止、さらに着工済みでも中止を命じるなど厳しく「整頓」
- ②インフラ投資の認可基準（例…地下鉄を建設する都市の人口規模）の厳格化
- ③金融調節で市場金利を高めに誘導（金融引き締めと為替安定対策の二つの狙い）
- ④急膨張した「アセットマネジメント」業務と「理財商品」に対する監督の強化

特に厳しさを増しているのが金融の引き締めだ。2期目の習近平政権はここまで「デレバレッジ（負債圧縮）」を最優先課題に掲げてきたが、18年春以降、経済が貧血気味になって資金調達にハンディキャップを負う民間企業が苦境に立つ、地方政府絡み

1は中国由来」と推定するとおり、過去数年の世界経済の好景気は中国機関車が牽引した側面がかなりあるはずだ。日本の経済界におけるこの二、二年の中国ブームの復活にも影響しているはずだ。

ただ、借金・投資頼み脱却を目指した「新常态」路線は中断してしまっただ。この時期、習近平の経済ブレーンとされる劉鶴現副総理らのグループ

と発展改革委を中心とする國務院の間に、経済運営方針を巡って不協和音が聞こえたのは、その証左だ。

なぜこの時期に政策の「大反転」が起きたのか。①体制内では成長ノルマを負った地方政府をはじめ、成長維持派が数的に優勢、②17年の人事の季節を控えて、政治的に不人気な改革政策は堅持しにくかった、③15年夏に起きた株暴落と元安騒ぎで低下し

た中国経済に対する世界の信認を回復させたかったことなどが複合的に作用したと思われる。

### 後遺症の顕在化

16年の「大反転」は好景気だけでなく、不動産投機の再燃、地方財政危機、そしてリスクな金融の膨張といった深刻な後遺症ももたらした。

不動産はいつか鎮静化した投機が再燃、既に高すぎる大都市の不動産がさらに3〜4割値上がりする事態を招き、16年秋から全国的に投機抑制のための措置が採られた。

地方財政は「PPP（官民パートナシップ）」方式の大流行で再び悪化した。PPPは公共施設の整備を外部の事業主体に委ねる代わり、地方政府は事業主体に長期間利用料を払い続ける仕組みだが、地方政府が後先の負担も顧慮せずに多数のPPP事業をいつか開始したためだ。

の負債が（救済されずに）債務不履行を起す、といった現象が顕著になってきた。「デレバレッジ」を進めようとするれば、多かれ少なかれ避けられない現象だが、習近平政権は一方で「金融リスクの防止」も掲げているので、バランスを取るのが難しくなっている。

### 習近平政権の誤算―米中貿易戦争

インフラ投資と不動産を引き締め、金融を引き締め…1年以上この流れが続く中、ここまでは景気が急落せずに来た。ニューエコノミーが好調なおかげである。しかし、6月半ばに発表された5月の経済指標は「実質消費は15年ぶり、固定資産投資は17年ぶりの低い伸び」を記録するなど、景気減速の兆しが表れ始めた。

そこまでは「織り込み済み」だったかもしれないが、「想定外」は米中貿易戦争の深刻化だ。習近平政権はトランプ政権の誕生以来、対米外交には非常に気を遣って、北朝鮮問題でもずいぶんと協力してきた。今年は貿易摩擦の季節が来ることも想定して、妥協案を準備して交渉を重ね、5月下旬にワシントンで行われた閣僚級折衝では一応の妥結を見た、はずだった。ところが、トランプは6月12日の金正恩会談を終えるや、「もう中国の世

話になることもない」とばかり、貿易摩擦を再燃させ、とうとう貿易戦争に突入してしまった。

トランプの非常識を責めるだけでは済まない。米中間で焦点になっている産業政策（中国製造2025問題）や知財権の問題では、米国の超党派がトランプの強硬姿勢を支持しており、いまや「米中ハイテク冷戦」が始まったと言われる。

今日ほど強大になった中国が国家主導の重商主義を続けられれば、自由貿易体制は終焉を迎えるだろう。そこは中国の判断が甘かった。まだまだ続くと思っていた「戦略的機遇期」が突然米国から更新を拒絶されて呆然としている…いまの中国はそんなふうに見える。

政府の誤算と当惑に勘づいたように、6月半ばからは株価と人民元も急落した。貿易戦争が深刻化した6月後半以来、中国のビジネスメインドは悪化して景気減速に拍車をかけている。

### 人民元問題―意図的な元安誘導の可能性について

ここで為替レートについて簡単に触れたい。6月後半からの人民元対ドルレートの急落について「輸出産業を

支援するための元安誘導ではないか」という見方があるが、疑問である。09年から400兆元以上の膨大な投資が行われた結果、国内の優良投資機会が底をついたことは前述した。いまの人民元問題の根底にはこの事実がある。

国民の間では、不動産が全国的な不況期に入った14年頃から「方法と機会があれば海外で投資機会を探したい」「ニーズが高まっていた。そんな折の15年8月、当局が予告なく為替レートの値決め方法を変更したことが「元先安」観を生んで、「海外に出たい」「ニーズを高めてしまった。いまは「方法と機会」が欠乏しているので、国民の資産の海外移転は本格化していないが、人民元は潜在的に、国内発の「資本流出・元安」圧力に晒されているのである。

当局は根強い「元先安」観を鎮静化するために、16年以降、海外直接投資を抑制する、利上げモードの米国以上に市場金利を高めに誘導する、レート決め方式を変更して市場変動を反映しにくくするなど様々な手段を講じてきた。それでこの1年「元先安」観が鎮静化してきたが、当局は今も「資本流出」と「元安」の圧力が繰り返すことを警戒しているはずで

ある。それは、次のように今後の元安防止に予断を許さない事情があるためだ。

15年に起きたときとされる大規模な「資本流出」は、実は「元先安」観の台頭によつて、外貨で借金をしていた中国企業が償還負担増大を嫌って大量の繰上償還に走ったり、非居住者が預金の目減りを嫌って元建て預金の大量解約に走ったりしたことが大きい（図3の左側に見える「借款」と「預金」の大きな減少を参照）。

しかし、「元先安」観の解消につれて外債借入や非居住者による元建て預金は15年以前とほぼ同じ水準まで回復してきた（図3右側参照）。ダム貯水量に例えれば、元の先行きに不安が生ずれば再び大規模な元売りを引き起こすだけの水がダムに貯まったようなものだ。6月後半以来の元安も、ビジネスメインドの悪化につれて元売りが再び活発化し始めたせいで起きていると思われる（市場主導の元安）。

ダムの貯水量は復元する一方で、元安を防ぐための外貨準備は15年以降3兆ドルすれすれまで減少して、いまに至るもほとんど回復していない。景気とビジネスメインドが悪化している環境では、元安防止のために金利を



引き上げること難しい。今後の元レート安定はそう簡単ではないのである。「元安誘導」などもつての外、当局はむしろ元レート安定というもう一つの難題を抱えたと見るべきだ。

### トランプにも誤算??

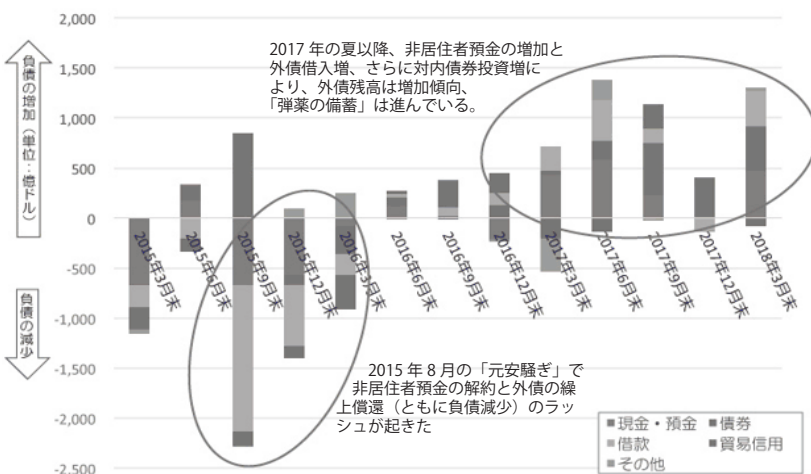
以上のように、誤算も重なって中国経済が厳しい状況にある一方で、米国内ではなお好調を維持しており、経済的には中国側の戦局不利の印象が否めない。

加えて、米国は中国から5000億ドルを輸入しているのに、中国は米国から1300億ドルしか輸入していないことを以て、「だから中国は制裁規模の引き上げ競争に勝てず、早晚降参する」とトランプ政権は楽観しているようだ。

しかし、中国は経済的損得だけで譲歩したりしない。外国の恫喝に屈すれば「漢奸」の汚名を着るのが南宋以来900年続く中国の伝統である。そんなことをすれば、習近平主席の権力だつて揺らぐ。その政治的コストを考えれば、経済が苦しくても安易な妥協はできないのである。

トランプ政権にそんな国情を知るか高官はいまい。そこに誤算が生じると、焦って制裁規模をさらに引き上げそう

図3 外債の増減状況(負債種別)



(出所) 国家外為管理局

である。その先に何が待っているか。いま研究機関などが米中貿易戦争や鉄鋼・自動車などを巡る関税引き上げ合戦が世界経済に及ぼす影響を試算しているが、影響の度合いはどれを見ても驚くほど小さい。例えば国際通貨基金(IMF)の推計では、米国が中国に2000億ドルの制裁を追加し、輸入自動車・部品に25%の関税を追加しても、世界のGDP

は0.1%引き下げられる程度、さらに国別に見ると、日本や欧州は逆に成長が加速するという。どれも大同小異の結果なのは、GTPPと呼ばれる経済モデルを使って同じような計算をしているからだ。

しかし、過去20年でサプライチェーンはグローバルに発達した。「オンリーワン」の工場に不具合が起きれば、川下のサプライチェーンに国境を越えた玉突き事故のような被害が生ずるのが今日だが、試算はそんな現実を反映できているのか。肥大化した金融が实体经济を振り回す現実も試算に十分反映されているとは思えない。「米中貿易戦争の影響は大したことない」と楽観するのは危険だ。

### 中国の打つ手??

経済減速の最中に米中貿易戦争を始められて、中国には正直局面を開ける策がない状況だ。7月末には年後半の経済運営方針を討議する共産党政治局会議が開かれ、デレバレッジから景気に軸足を移して財政出動の拡大、金融でも「適度な流動性を確保」する方針が決まった。

ビジネスマインドが悪化したままでは貿易戦争も戦えないから、やむを得ない措置かもしれない。しかし、そ

うなればせつかく再起動した「新常态」政策は再び停滞することになるだろう。例えば、当局は6月下旬に預金準備率を引き下げる金融緩和を行ったが、銀行にはその資金的余裕で地方政府の間わる債券を買うことが奨励されているという。政府が関わっていても債務不履行が救済されない事例が増えて買い手がつかなくなりつつある状況に対応するためらしいが、それでは「暗黙の保証信仰はやはり正しかった」ことになる。改革派はやりきれない気持ちだろう。

これまで地方政府が金融の借り着をまもって実施してきたインフラ投資は、実は財政の仕事だ。目下の情勢下で苦境にある地方政府を破綻させることも、インフラ投資を急に絞ることもどちらも非現実的だといつたら、中央財政が前面に出て肩代わりする方向に向かうほかない。そうすれば中国は当分激変を回避することが可能だろう(日本と同様、中央財政が巨額の赤字を抱えている実態が明らかに、それは日本同様、にわかな破局は来ないということだ)。

中国が直面する問題をどう解決しているのか解決できないのか、その行方は東アジアだけでなく世界全体に大きな影響を及ぼすだろう。

## 中国経済の中長期展望—重要課題分析

# 新たな段階を 迎えた 国有企業改革

大橋英夫

専修大学 経済学部 教授

改革開放40年を通して、国有企業改革は経済改革の核心部分を占めてきた。財政・金融改革から社会保障改革にいたるまで、経済改革の諸局面はいずれも国有企業改革を起点としている。習近平時代を迎えて、国有企業は民営企業の資本参加を含む混合所有制改革、また中央国有企業の大規模合併・再編を通して、企業体力の増強と経営効率の改善に努めている。しかし国有企業優位の非中立的な競争政策は、中国経済の将来に暗い影を投げ掛けている。この深層を分析する。

員会の設立により所有制改革に向けての環境も整備された。

## 「国進民退」の顕在化

中国経済が好景気に沸いた2000年代に入ると、企業改革の機会を的確に捉えた国有企業を中心に業績の大幅な改善がみられた。同時に「国退民進」（国有経済の後退、民営経済の前進）から「国進民退」へと、国有企業改革を反転させるかのような動きが目立った。

まず経済改革の重心が都市化、インフラ整備、不動産開発など、国有企業の優位分野へと移行し、国有企業の業績が好転する条件が整った。また06年に国有資産監督管理委員会が、「国有資本が絶対的支配権を保持する」7業種（軍事、エネルギー、通信、航空など）、「相対的な支配権を保持する」9業種（装置設備、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、化学など）を指定した。それまでは国有経済優位を保持すべき分野として、「国家安全と国民経済の命脈となる重要産業」が掲げられていた。しかしこれを契機に対象範囲が明確化され、しかも実質的に拡大されたために、非国有部門の参入を規制する一

方で、国有企業は独占・寡占的利益を享受することが可能となった。

しかし業績回復は国有企業改革のペースを鈍化させ、民営化という明解な選択肢を後退させた。もちろん、業績改善の見通しのたない国有企業は改革に強く抵抗した。一方、高収入と福利厚生が保障された国有企業の経営者・従業員は、抜本的な改革を必要としないことから、国有企業改革は大幅に失速した。中国では、すでに民間部門が輸出の90%、雇用の85%、工業生産の75%を占めている。国有企業の財務指標も下降傾向にあり、「国進民退」を量的に確認することは簡単ではない。しかしこの間、国有企業が優良民営企業を買収したり、民営企業を市場退出させたりすることが多発した。これに伴う「国進民退」批判の高まりは、国有企業改革が停滞局面に入ったことを示唆していた。

## リーマン・ショックの衝撃

08年秋のリーマン・ショックにより、「国進民退」はさらに顕在化した。リーマン・ショックは、まず中国の輸出産業を襲った。苦境に陥った輸出産業は政府の支援をほとんど受けて

改革初期には、赤字企業の経営改善が国有企業改革の主要課題であり、企業自主権の拡大、所有権と経営権の分離、経営請負制の導入などが実施された。1992年に「社会主義市場経済」が提起されると、企業統治の刷新を目的として現代企業制度が導入され、株式市場により巨額の資金調達に成功した国有企業も出現した。しかし大多数の地方・

小型国有企業は市場化の動きに適応できず、改革の進展に伴い、経営状態は一層悪化した。95年以後は「大型企業を掴み、小型企業を放つ」方針のもとに、国有企業改革は従業員のリストラを含む民営化へと大きく舵が切られた。99年には戦略産業の国有化、競争産業の民営化による国有企業の戦略的再編が提起され、2003年の国有資産監督管理委



表1 中共中央・国務院「国有企業改革の深化に関する指導意見」

(1) 国有企業の種類
・競争業種・領域の商業類国有企業 ・公共サービスを提供する公益類国有企業
(2) 現代企業制度の整備
・会社制度・株式制度改革の推進 ・企業統治構造の健全化 ・幹部人事管理制度の改善 ・報酬・分配制度の見直し ・企業内人事制度改革の深化
(3) 国有資産管理体制の整備
・資産・人事管理から資本管理への転換 ・国有資産監督管理委員会に代わる国有企業の株主・企業監督主体としての国有資本投資運営会社の設立と国有企業に対する行政的介入の排除 ・国有資本経営予算管理制度の整備による国有企業の国庫上納率の引き上げ（2020年30%）と民生・社会保障の改善
(4) 混合所有制経済の発展
・非国有資本の国有企業改革への参加 ・国有資本の非国有企業への出資 ・混合所有制企業の従業員持ち株制度の試行・実施
(5) 国有資産流出に対する監督・防止の強化
(6) 共産党による指導の強化・改善
(7) 国有企業改革のための環境整備

(出所)『新華網』2015年9月13日

いない民営企業であり、「民退」の象徴的存在となった。またリーマン・ショック後に実施された4兆元の景気刺激策は、主に国有企業が優位にある鉄道、道路、空港などのインフラ分野に向けられた。さらに8%の成長率の維持を目的として、企業負担の軽減・増益を図るために「十大産業振興計画」が打ち出された。既存産業をほぼカバーするこの「計画」は、リーマン・ショックの影響を緩和し、産業高度化を目指す施策とされ

たが、ここでも国有企業が最大の受益者となった。しかも、国有企業は同じ国有の銀行から強力な支援を受けた。対外的には、このような国有企業が存在が中国と欧米諸国との摩擦の一因となっている。たとえば、08〜17年に「フォーチュン・グローバル500」入りした中国企業は、26社から105社に増加した。民営企業は1社から24社へと急増したが、国有企業は25社から81社に増加して

おり、そのプレゼンスはやはり圧倒的である。

中国の超大型・優良国有企業が国際的に躍進し始めると、①政府・補助金の支援を受けた国有企業とは平等な競争が不可能である、②国有企業が商業利益と国家利益のどちらを追求しているのかが不明である、③非効率な国有企業が存在そのものが市場経済を劣化させるなどの批判が高まった。国有企業や補助金など、中国政府の「市場歪曲」的な政策・慣行は、日米欧政府、IMFやWTOなどの国際機関の報告書でも批判的に指摘されている。またOECD、TPPなどのFTAでも、国有企業の企業統治に関するガイドラインが提示されている。その中の「国進民退」の顕在化は、中国の国有企業の特異性と国有企業改革の失速を際立たせる結果となった。

### 過剰生産能力の形成

習近平時代の中国経済は、景気拡大期に形成された過剰生産能力の解消という新たな課題に直面した。過剰生産能力の背景は多岐に及ぶ。欧州の中国進出企業からなる欧州商工会議所は、過剰生産能力の背景とし

て、①家計・企業部門の高貯蓄、②金融危機と景気刺激策、③国有企業の配当未払い、④地方政府の補助金・債務保証による企業誘致と地方政府の地元企業への依存、⑤フルセット主義に起因する産業立地の分散化、⑥地方政府の保護主義、⑦技術取得が容易な分野への過剰投資、⑧企業補助金・優遇措置、⑨環境・安全規制違反の容認、⑩市場シェア優先主義などを指摘している(European Chamber, Overcapacity in China, 2009, 2016)。いずれも中国の伝統的な経済慣行、企業行動、中央・地方関係と不可分な諸側面が指摘されており、国有企業はまさにその核心部分を占めている。

15年11月の中央財經領導小組會議で習近平総書記が供給側改革を提起すると、翌12月の中央經濟工作会议では、過剰生産能力の解消は供給側改革の5大任務(「三去一降一補」: 過剰生産能力・在庫・レバレッジの解消、コストの削減、弱点の補強)の筆頭に位置づけられた。これを受けて、16年2月、国務院は「鉄鋼・石炭の過剰生産能力の解消に関する意見」を発表し、①今後5年間の生産能力の削減目標、②生産能力拡大の厳禁、③構造調整補助金の創設

④「ゾンビ企業」の清算処理、⑤地方政府による目標・スケジュールの設定が求められた。こうして過剰生産能力の解消に向けての動きは本格化した。

ここで注目されたのが「ゾンビ企業」の処理である。雇用や地域経済への配慮から、事実上破綻しているにもかかわらず、政府や銀行の支援を受けて存続している企業の清算処理である。中国人民大学国家発展戦略研究院によると、「ゾンビ企業」比率が高いのは、①産業別には鉄鋼、不動産、建築、②地区別には西南、西北、東北、③規模別には小型企業、④企業年齢別には30年超の「老舗企業」、⑤所有制別には国有企業であるという（「中国僵尸企業研究報告」2016年）。

### 混合所有制改革の提起

習近平時代の国有企業改革は、13年11月の中国共産党18期3中全会で採択された「改革の全面的深化に関する決定」に始まる。ここでは、「公有制を主体とし、多様な所有制経済がともに発展する基本的経済制度は、中国の特色ある社会主義制度の重要な支柱であり、社会主義市場経

済制度の土台である」とされた。

国有企業改革では、①国有企業の株式や資本の一部を民営・外資企業に売却する、また国有資本が民営企業に出資する混合所有制経済の推進、②大型国有企業を国有資本投資会社という持ち株会社に改組し、国有資本の効率を引き上げる国有資本管理体制の整備、③公共性の程度に合わせて国有資本を再配置するとともに、企業統治を改善する現代企業制度の整備という基本方針が提起された。この「決定」の実施要領に当たるのが、15年9月に発表された中共中央・國務院の「国有企業改革の深化に関する指導意見」である（表1）。この「指導意見」は、翌10月の18期5中全会で採択された「第13次五カ年計画（2016～20年）の建議」に盛り込まれ、20年までの国有企業改革のガイドラインとなった。

### 企業債務の株式化と中央企業の再編

国有企業改革と過剰生産能力の解消との関連から、アジア通貨危機後に実施された債務株式化（debt equity swap）が再度注目されている。一般に債務株式化は、短期的に

企業の流動性危機を緩和し、企業破綻、金融引締、失業や社会不安などの回避につながるものと期待されている。しかし当時の中国では、債務株式化は基本的に帳簿上の操作にすぎないとして、必ずしも肯定的な評価が得られたわけではなかった。

業績の悪化は、地方政府が所管する小型国有企業でもっとも顕著にみられる。地方政府が企業存続・雇用維持を優先し続けると、銀行の自己資本毀損リスクも高まる。16年10月に國務院が「企業のレバレッジ比率の引き下げに関する意見」を発表すると、すでに9回にわたる社債の不履行を記録しながら破産にいたらなかった東北特殊鋼集団の経営破綻が報じられた。これは「ゾンビ企業」を債務株式化の対象にしないという政府の明確なメッセージであった。しかしながら、債務株式化が債務免除や「ゾンビ企業」の延命策になりかねないという懸念は完全に払拭されただけではない。

もう一つ注目される動きが、中央国有企業の合併・再編である。17年7月に國務院弁公庁は「中央企業の構造調整と再編推進に関する指導意見」を発表した。これに先立ち、この数年、中国中車（中国南車集団

+中国北車集団）、中国遠洋海運集団（中国遠洋運輸輪船+中国海運集団）、宝武集団（宝鋼+武鋼）の誕生など、中国を代表する中央国有企業間の大型合併・再編が相次いでいる。これは国有企業が優位な分野での企業再編を推進し、資源集約により企業の体力を増強し、「チャンピオン企業」の出現を促すとともに、中央国有企業間の無秩序・消耗的な競争と重複経営を回避することを目的としている。

17年10月の19回党大会の習近平報告では、「社会主義市場経済制度の改善を加速する」ために、国有企業改革を推進し、国有経済構成の改善、構造調整、戦略的再編、国有資産価値の保全と向上に注力することが提起された。そして国有資本を「より強く、より良く、より大きく」する方針が掲げられた。この言葉は、習近平政権の国有企業に対する基本的スタンスを如実に反映しているといえよう。

### 国有企業改革の課題

17年は19回党大会に向けて政策措置が総動員され、国有企業の利潤も23・5%増と回復傾向を示した。過



剰生産能力の解消策、国有企業に対するコスト削減策、さらに合併・再編などの効果もあり、国有部門の固定資産投資は15年半ばから、工業生産（付加価値）は17年後半から、民間部門の伸びを上回っている。国有企業は中国経済の根幹をなすばかりか、公共投資による景気対策の重要なツールでもあり、予見される将来において、その重要性に大きな変化はないものとみられる。中国の国有企業改革は、旧ソ連・東欧諸国の「ビッグバン」的改革を「反面教師」として、きわめて漸進的な進化を遂げてきた。現時点における国有企業改革の課題として、次のような点が指摘できよう。

第1に、現時点の主要課題である混合所有制改革は、資本の相互参入を促すだけでは不十分であり、民間企業が経営の主導権を握り、優れたアイデアやノウハウを経営に反映させていくことが必要である。しかしながら、混合所有制改革の遂行に当たっては、次のような疑問が残ります。まず、民間企業が赤字の国有企業に出資するのか。また、民間企業が企業規模の異なる国有企業に出資して経営面での主導権を握れるのか。さらに、民間企業は買収した国有企業の剰余人員を削減できるのか。そもそも、民間企業と国有企業は企業文化や待遇面の相違を克服できるのか。混合所有制改革には、このような疑問が残る。

第2に、現時点における主要方式である中央国有企業の合併・再編に關しても、次のような疑問が残る。まず、合併・再編後に資産や雇用のスリム化は本当に実現できるのか。また、合併・再編は相変わらず企業規模の拡大や市場シェアの確保を第一義としており、生産性の上昇やイノベーションの活性化が図れるのか。そして、合併・再編後の超大型国有企業の登場は、市場の寡占化を二層進め、経済改革の主役であるべき民間企業を押し退ける懸念もある。さらに、所有制や主管部門が異なる企業間の合併・再編に際して、税収や雇用、利益分配や管理体制の差異をいかに克服していくのか。予見される将来において、いわば「生産カルテル」の形成による国有企業の寡占・寡占体制が続くことは想像に難くない。ここから、非中立的な競争政策が中国経済に及ぼす影響というより本質的な問題を今後は真剣に検討していく必要がある。

第3に、結局のところ、国有企業

改革は中国の政治体制と不可分の関係にある。近年、腐敗取締りを含めて、国有企業に対する党の指導が強調されている。たしかに国有企業改革では、財務指標の優劣のみならず、その社会・政策的責任に關しても十分な配慮がなされる必要がある。しかし同時に、国有企業が党・政府・金融機関から企業経営者・従業員に

いたるまで、既得権益の網の目に覆われているのも事実である。国有企業改革は、この微妙なバランスのもとに実施されることになる。改革遂行に際しては、改革40年を通して指摘されてきたように、政治にその覚悟があるのか否かが、やはり国有企業改革にとって最大の懸案事項なのである。

JC



2010年頃の内陸部の国有企業の様子(日中経済協会撮影)

## 中国経済の中長期展望—重要課題分析

# 正念場にさしかかる 中国の金融リスク対応

岡崎久美子 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

中国では、2015年以降集中的に取り組んできた金融のデレバレッジについて、一定の成果が見られ始めている。ただし、デレバレッジの推進は深刻な信用収縮を招く恐れもある。フィンテックに代表される金融のイノベーションの芽を摘むことなく、金融秩序の安定を確保するために、当局には大胆さと慎重さのバランスをとることが求められている。

## 中国における債務急増の背景

中国では2009年以降、国有企業を中心に債務が急増した。これは、08年のグローバル金融危機への対応策として発動された経済刺激策に、地方政府、国有企業、そして銀行が主力である金融機関が積極的に呼応した結果であった。銀行融資、信託融資、債券発行などを原資としたインフラ投資や設備投資は、中国経済を力強く牽引し、09年から11年にかけて、同国は平均9.9%の高成長を実現した。

この間、中国の米ドル建て名目GDPは10年に日本を追い越し、世界第2位の規模に達している。ちなみに、米ドル建てGDP規模について中国の米国に対する比率をみると、00年の12%から06年の20%を経て、17年には62%へと急上昇を示している。01年末のWTO加盟を機に飛躍的な成長路線に入った中国経済は、グローバル金融危機による打撃を投資主導の成長で乗り越え、国際的なプレゼンスを高めたのである。

しかし、投資主導による経済成長の持続可能性については、当初から同国内外で疑問の声が小さくなかった。短期間に集中的に実行したインフラ投資の中にはフィジビリティ調査が十分で

なかつたものがかなり混ざっていた模様であり、また、短視眼的な計画に基づく設備投資の急増は、数年後には過剰生産能力の累増となって製品価格の暴落につながり、債務者が返済資金を捻出できないケースが出始めた。12年以降、経済成長速度が鈍化するにつれ、過剰生産能力、過剰住宅在庫、過剰レバレッジの問題が次第に深刻となり、中国経済の構造調整改革を進める上で大きな障害となってしまった。

レバレッジとは梃子ないし梃子の作用という意味で、金融分野においては、自己資金以外に大きな借入を行うことを通じて、より大きな借入を得ようとする行動を指す（「レバレッジを効かせる」という表現がよく使われる）。そして、膨らんだレバレッジを解消する行動がデレバレッジと呼ばれ、中国語では「去杠杆」と表記されている。

## 歯止めがかかったレバレッジ比率の上昇

中国政府は、15年下期から金融のデレバレッジを最重要政策課題の一つに掲げ、金融機関、地方政府、国有企業等への働きかけを強めてきた。例えば、鉄鋼と石炭産業については、中国人民銀行（中央銀行。以下、人民銀行）と金融監督機関がガイドラインを提示し、

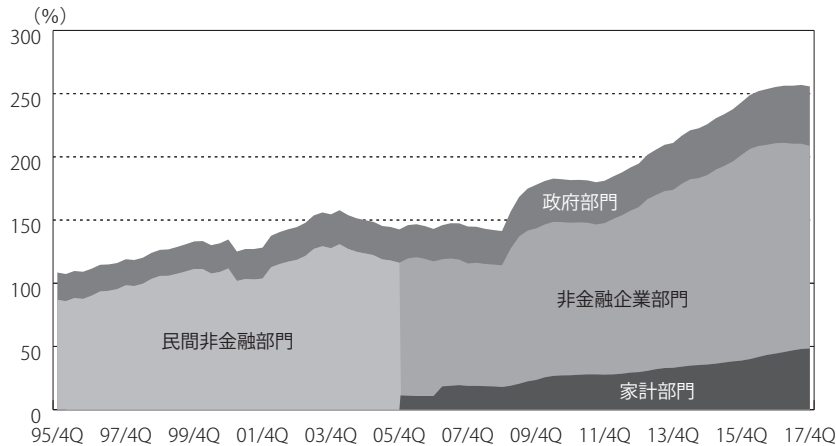
過剰生産能力削減のための金融面からのサポートを誘導した。また、國務院（内閣に相当）は、一定の限度内ではあるものの、地方政府が債券を発行することを認め、それによって返済期間の長期化や調達金利の低下を図ることを可能とした。

一連の取り組みは徐々に成果を現しつつある。ここに来て、マクロのレバレッジ比率（本稿では、債務残高の対名目GDP比率を観測）は、急速な上昇傾向に歯止めがかかった形を示している。

図1は、国際決済銀行（BIS）が編纂している主要国間の比較が可能な統計だが、公表までに時間がかかるため、今年に入ってから動きは反映されていない（直近値は17年末）。最近の動向については、BISにデータを提供している中国政府が、独自の推計結果を紹介することがある。同国政府は、18年上期の国内金融経済情勢を振り返る中で、「18年第1四半期中に、非金融部門全体のレバレッジ比率は、前年同期に比べ1.1%ポイントの縮小となった」と述べ、さらに「（第2四半期の金融経済情勢について討議した）人民銀行金融政策委員会は、構造的なレバレッジの解消は安定したペースで進んでいると判断している」などと、政策効果が現れていることをアピールしてい



図1 中国の制度部門別レバレッジ比率の推移



(出所) BIS total credit statistics

表1 簡易推計による制度部門別レバレッジ比率の推移

(単位%)

	政府部門			非金融企業部門	家計部門	非金融部門合計
	中央政府	地方政府	小計			
2015 年末	15.5	21.4	36.9 (41.7)	153.4 (162.7)	38.8 (38.8)	229.1 (243.3)
2016 年末	16.1	20.7	36.8 (44.5)	155.7 (166.4)	44.3 (44.4)	236.8 (255.3)
2017 年末	16.3	20.0	36.3 (47.0)	152.7 (160.3)	48.3 (48.4)	237.3 (255.7)
2018 年6月末	n.a.	19.4	n.a.	151.5	50.4	n.a.

(注1) ( ) 内は BIS 統計の数値。本推計の非金融企業部門債務は、国内銀行貸出、委託貸出、信託貸出、銀行引受手形融資、社債発行の合計 (クロスボーダー貸出、小額貸出公司融資等を含まず)、政府部門債務は中国財政部公表データを計上 (BIS 統計は IMF による推計値を計上)。

(注2) 分母となる名目 GDP は、4 四半期計数の移動合計値。

(出所) CEIC China premium database、BIS total credit statistics

る。また、筆者が公表統計を利用して18年6月末までの部門別債務動向を推計したところ、非金融企業部門のレバレッジ比率に小幅の低下傾向がみられている(表1)。

マクロデータを用いたレバレッジ比率の水準に絶対的な意味があるわけではなく、それだけで政策の効果を量ることはできない。とはいえ、中国の金融リ

スクの防止・解消に向けた諸施策の成果を判断する一要素として、当該比率の推移を確認することは有用である。

**「百年目標」と金融リスクの防止・解消**

18年4月、中国共産党の経済政策方針に関する最高意思決定機関である中央財經委員会は、同国の「二つの百年

目標」のうち、最初に期限が到来する「第一の百年目標(建党百年の2021年までに小康社会を全面的に建設する)」達成のためには、金融リスクの防止・解消が引き続き重要な課題であることを確認した。そして、その課題をクリアするためには、以下の諸点が重要であると指摘した。

- ① 最低ラインを守るという考え方を堅持し、安定の中で前進し、主な矛盾点をしっかりと抑える。
- ② 構造的なレバレッジ解消を政策の基本方針とする。
- ③ 力を結集して、経済社会の安定を脅かし、システムリスクを誘発する可能性のある問題を優先的に処理する。
- ④ 中央と地方の金融監督管理メカニズムの構築を急ぎ、地方政府のリスク対応に関する責任を強化する。

なお、「第二の百年目標」は、建国百年の2049年までに、「富强・民主・文明・調和をかなえた社会主義現代国家の建設を達成し、中等先進国の水準に達する」こととされている。

党の方針を受けて、18年7月には新メンバーによる國務院金融安定發展委員会(詳細後述)の第一回会議が開催された。会議は、「17年10月の党大会以降の金融リスク防止に関する取り組みは、良好な成果を上げている」と総

括し、「構造的なレバレッジ解消は、秩序正しく進んでいる」と評価した。「構造的なレバレッジ解消」という表現は、前述の18年4月の中央財經委員会ですべて用いられ、市場関係者の注目を集めた。市場関係者は党の方針について、「中国の部門別レバレッジ比率は二様ではなく、高いレバレッジは地方政府と国有企業に集中している。民間企業と家計部門のレバレッジ比率は高くない。構造的なレバレッジの解消とは、全体の数値を一律に下げることではなく、対象によって異なる政策対応を採る、そうしたやり方を追求することを意味している」(広発証券マクロ・チーフアナリスト)などと、受け止めている。

デレバレッジを急ぎすぎると、社会全体で深刻な信用収縮を起し、金融危機をもたらす恐れがあるため、中国政府としては、全体のレバレッジ比率の着実な低下を意識しつつも、やみくもに数値の低下を追求することはないと、確認したのである。

18年の6月頃から、経済の減速懸念や対米貿易情勢に対する不透明感の強まりなどを受け、株式市場や外国為替市場などに散発的な動揺の気配が感じられることもある中で、デレバレッジの推進にも一段と細やかな配慮が求められている模様である。

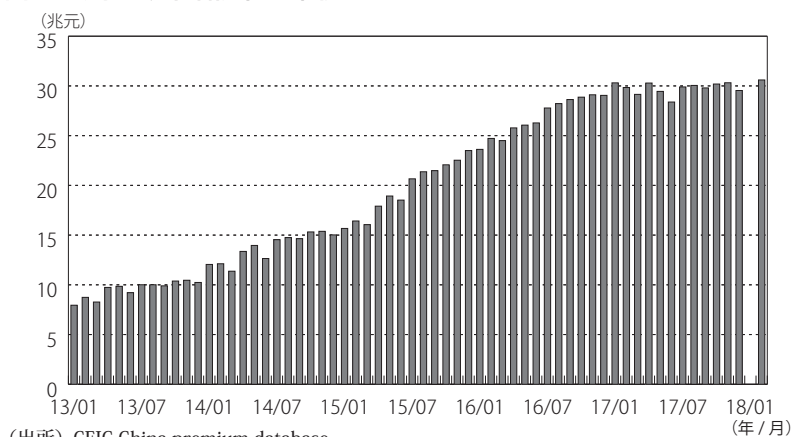
## 金融商品の発展とリスク管理の複雑さ

政策遂行のうえで難しいのは、デレバレッジ推進のさじ加減で、金融当局が手を緩めると、本来市場から退出すべき債務者が、体質を改善することなく生き延びてしまう可能性が高い。その場合、潜在的金融リスクはますます大きくなり、将来の対応が一層困難になりかねない。金融当局にはマクロ、ミクロ双方の情勢をしっかりと把握し、債

権・債務者双方に対し、適切な信号を送りながら、金融リスクの圧縮・解消に努めることが求められている。

1990年代の債務再編に比べて、足元の政策対応が難しくなっている要因のひとつに、金融商品の発展がもたらしている矛盾というものがある。中国では、金融の自由化はまだ限定的にしか進展していないが、それでも10年頃からは、「理財」と呼ばれる、個人や企業向けのいわゆる「財テク」商品を核にした金融ビジネスが次々と誕生し、人気を集めるようになっていく。

図2 銀行理財商品残高の推移



(出所) CEIC China premium database

また近年は、インターネットを活用した資金運用・調達手段が急速に広まり、従来の総じて硬直的な銀行預金・貸出ビジネスでは提供できなかった金融サービスが、中国全土で普及し始めている。中国はフィンテックの分野では、極めて独創的なサービスを生み出している面もある。そうした新しいサービスの開発は、「金融の創新(イノベーション)」として奨励されているが、中には中央銀行や監督機関による監視が行き届かず、金融秩序を混乱させるような事例も少なくない模様であり、17年下期以降、金融当局はどちらかというと規制強化の面に政策の重点を置いていくようにみえる。

その結果、銀行の理財商品残高の増勢は鈍化し(図2)、そうした資金の運用先であった中小企業向け融資が逼迫し、企業経営にネガティブな影響を及ぼしているとの情報もある。人民銀行は、中小企業向け貸出に利用することを前提とした預金準備率の引下げや、銀行向け中銀貸出の提供などの措置を講じ、金融市場の整頓が中小企業金融の圧迫とならないよう対応している。ただし、一連の政策の効果を評価するには、今しばらく融資の利用状況などについて多面的な確認が必要であろう。

### 地方政府の「隠れ債務」の問題

中国では14年以前は、原則として、地方政府が市場から直接資金調達を行うことは認められておらず、地方財政の不足分は中央政府から資金を移転するという厳しい予算管理が行われていた。しかし、実際には地方政府は政府会計から独立した法人(「地方政府融資プラットフォーム」と総称、以下、地方融資プラットフォーム)を設立し、銀行借入や社債発行を通じた資金調達を実行させていた。

08年11月にいわゆる「4兆元の景気刺激策」が打ち出されると、全国各地でインフラ建設計画等が次々と立ち上がり、それに応えるべく地方融資プラットフォームの債務も急増した。また、当該刺激策

を受け、地方融資プラットフォームだけでなく、学校や病院等の公益・社会サービス事業機関も、慎重な返済計画を立てずに、施設改造を目的とする銀行からの借入を増やしたと指摘されている。

問題は、地方融資プラットフォームの債務(統計上は国有企業債務として計上されることが多い)の大きさだけでなく、地方政府会計から独立しているはずの当該債務について、地方政府が本来は禁止されている保証の提供などを行い、実質的な債務者となっている点にもあった。13年以降、会計検査院の数度にわたる重点調査を経て、地方政府債務の実態把握が精力的に行われている。その過程で、地方政府として責任を負うべき債務については、限定的ながら債券を発行し、債務負担を軽減することも認められるようになっていく。

ただし、現在のところ、会計検査院や省政府による精査が末端政府レベルまで徹底されているとは言えない模様である。また、ここ数年奨励されている産業投資基金という、地方の産業高度化のための資金調達手段にも改善すべき点が多いとの指摘がある。当該基金は、投資家が事業内容を理解したうえでリスクを負う投資という制度であるにも関わらず、投資家と呼び込むために、地方政府が陰で保証を提供



表2 金融安定発展委員会(2018年7月会合の主な出席者)

主任:劉鶴(國務院副総理)
副主任兼弁公室主任:易綱(人民銀行行長)
副主任:丁学東(國務院常務副秘書長)
郭樹清(銀行保険監督管理委員会主席、人民銀行党委書記兼副行長)
劉士余(証券監督管理委員会主席)
樊功勝(人民銀行副行長)
韓文秀(中央財經委員会弁公室副主任)
連維良(国家發展改革委員会副主任)
劉偉(財政部副部長)
李書磊(中央規律委員会副書記)
鄧声明(中央組織部副部長)
蔣建国(中央宣伝部副部長、國務院新聞弁公室主任〈当時〉)
楊小偉(中央インターネット安全情報化委員会弁公室副主任)
孟慶豊(公安部副部長)
劉焯(國務院法制弁公室副主任)
劉貴祥(最高人民法院裁判委員会専門委員〈副大臣級〉)

(出所) 中華人民共和國中央人民政府ウェブサイト(2018年7月3日掲載)

このようにアレバレッジを進めるうえで、このようにアレバレッジを進めるうえで、長年の懸案であった金融監督管理体制の整備について、新たな動きが出てきている。17年7月に開催された共産党中央委員会と國務院が共催した第5回全国金融工作会議は、金融システムの安定を図るためには関連政府機関が横断的に協力する仕組みを構築すべきであるとして、國務院内に金融安定発展委員会を設置することを提言した。

同年11月には、当該委員会が正式に開設されたが、党及び中央政府の首脳陣交替の時機と重なったため、具体的な活動は報道されていない。18年3月に新たな國務院体制が固まると、当該委員会のトップに劉鶴副総理が就くことが決まり、7月に第1回会合が開催された。

### 期待 國務院金融安定発展委員会への

このようにアレバレッジを進めるうえで、このようにアレバレッジを進めるうえで、長年の懸案であった金融監督管理体制の整備について、新たな動きが出てきている。17年7月に開催された共産党中央委員会と國務院が共催した第5回全国金融工作会議は、金融システムの安定を図るためには関連政府機関が横断的に協力する仕組みを構築すべきであるとして、國務院内に金融安定発展委員会を設置することを提言した。

当該会議の参加者を見ると(表2)、「二行三会(人民銀行、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会)」と呼ばれる従来の金融監督部門だけでなく、法整備やインターネット取引環境の整備、社会の安定確保など、金融リスクが現れた

ときに関与することが期待される政府関係部門の幹部が広く集められている。金融機関や企業の破綻処理に際しては、法律に則った手続きが重要であり、平時から法務関係者が金融部門関係者と認識を共有できることは、制度整備上、大きな前進である。ただし、これだけ関係者が多くなると、意思決定のスピードが鈍化する恐れもある。金融機関の破たん処理は、他行や海外市場への影響を遮断するために、迅速な対応が何よりも重要である。また、多くの場合、重要事項が外部に漏えいすることを防がなければならないため、意思決定への関係者を最小限に絞る必要がある。初回会合のプレスリリースによれば、同委員会は定例会合のほかに臨時的な専門家会合も開催することであるが、危機対応を想定した特別チーム作りも重要であろう。

### 海外との情報共有

金融危機発生の原因やその後の展開は、個々の国・地域の環境によって区々であるが、中央銀行と監督当局、財政当局が対応すべきことの中には共通する課題も少なくない。また、経済のグローバル化が進展する中で、一国の金融市場の動揺が世界各国の市場に伝播することも頻繁になっている。

金融危機発生の原因やその後の展開は、個々の国・地域の環境によって区々であるが、中央銀行と監督当局、財政当局が対応すべきことの中には共通する課題も少なくない。また、経済のグローバル化が進展する中で、一国の金融市場の動揺が世界各国の市場に伝播することも頻繁になっている。

中国と諸外国の金融当局、市場運営機関、金融機関などが、様々なレベルで交流し、金融危機管理を巡る経験の共有と市場実態に関する情報交換が進むことは、地域ひいては世界の金融システム安定のために極めて重要である。中国はクロスボーダーの資金移動を完全に自由化していないとはいえ、現在、同国の金融経済のプレゼンスは格段に大きくなっており、同国の金融市場動向の海外市場への影響も無視し得ないものとなっている。

中国と日本は、世界第2位、第3位の経済規模を有するだけでなく、金融市場の規模もアジア地域の中で突出している。また、時差が1時間というところで、金融市場はほぼ同時に動くと言ってもよいだけに、プラス・マイナスどちらであれ、市場は相互に大きな影響を受けやすい環境にある。

### 中国と諸外国の金融当局、市場運営

中国と諸外国の金融当局、市場運営機関、金融機関などが、様々なレベルで交流し、金融危機管理を巡る経験の共有と市場実態に関する情報交換が進むことは、地域ひいては世界の金融システム安定のために極めて重要である。中国はクロスボーダーの資金移動を完全に自由化していないとはいえ、現在、同国の金融経済のプレゼンスは格段に大きくなっており、同国の金融市場動向の海外市場への影響も無視し得ないものとなっている。

## 中国経済の中長期展望—重要課題分析

# 持続可能な社会保障の構築へ—中国型福祉ミックスの模索

澤田ゆかり 東京外国語大学 総合国際学研究院 教授

中国の社会保険基金は、収支の悪化が深刻化しつつある。黒龍江省では、基礎年金の積立金が底をついた。また社会保険全体が政府からの補助金への依存を高めている。こうした社会保険の危機には、少子高齢化だけでなく、「国民皆保険」にむけた制度設計が影響を及ぼしている。今後、高齢者の介護需要が高まると予想されるなか、社会保障改革は再び財政負担の軽減に向けて福祉多元化モデルに向かう可能性がある。

## 黒龍江省の年金に対する危機感

2018年7月、「黒龍江省では7月分の年金給付が遅れる」との報道が流れた。実際にハルビン市では7月24日に、「省の社会保険事務管理局の業務上の都合」を理由として、市の社会保険事務管理局が中国工商银行の地元支店に対して、7月分の年金遅配を遅延していた。通達には「この説明は揭示しないこと。預金者からの問い合わせには口頭で解説すること」という注意が記されていた。また7月25日付『財經』の報道によると、大慶市では社会保険局の関係者が「7月末から8月初に7月分の年金が支払われる」見通しを述べたという。またチチハル市や黒河市などでも遅配の事例が報道された。こうした事態は、東北地方の高齢者の不安を高めることになった。

実は7月に年金の遅配が起るといふ通知は、少数ながら他の地方でも行われていた。18年7月12日、湖北省巴東県では、定年退職した被用者（企業の元従業員）について、7月の年金給付が遅れるが月末までの支払いは確保したという通知が流れた。また海南省の三亚市などでも同様の通知が送られていた。しかし、黒龍江省が特にメディアの注目を浴びたのは、別の理由があった。

黒龍江省は16年に、全国で初めて基礎年金の余剰積立金が赤字に陥っていたからである。もともと危機感が高まっていた矢先に遅配が発生した、という背景があった。

## 年金給付額の引き上げ調整が難航

黒龍江省社会保険局によれば、7月の年金遅配の直接要因はあくまで「給付額の調整」であった。中国の年金給付額はほぼ毎年、収入と物価等の変化に基づいて調整を行っており、05年から15年の間に対前年度比で平均10%前後の増額があった。18年度についても、18年3月に基礎年金の5%程度の引き上げを人力資源社会保障部と財政部が連名で指示していた。具体的な給付額は各地方で定めることになっており、黒龍江省ではこの引上額の調整に手間取ったことから、遅配が発生したという。

しかし慣例の調整が難航した背景には、やはり年金基金の累積赤字が影響したと思われる。『中国経営報』は7月26日付記事で、黒龍江省が中央政府に年金給付の切迫した状況をなんども訴えたこと、これに対して国家発展改革委員会振興司が「国はけつして東北をそのままにしない」と述べたという談話を伝えており、黒龍江省の年金が中央政府の支援に依存せざるを得ない状

況がうかがえる。

## 高まる国の財政補助

国の財政補助への依存は、年金に限ったことではない。基礎医療保険の赤字も増大しており、社会保険基金への国の補助金投入が加速している。まず過去10年間の社会保険基金の収支をみてみよう。財政部が毎年発表する「全国社会保険基金決算」によると、06年の時点では保険料収入6789億元に対して、保険金の給付は5599億元であり保険の収支は1190億元の赤字であった。基金全体で見ると、毎年の保険料収入だけで保険金の支払いを確保できたといえる。ところが16年になると、保険料収入3兆6479億元に対して、保険金の給付額は4兆2538億元と大幅に収入を上回り、保険収支は6059億元の赤字となった。こうした保険ベースの収支の悪化にともない、保険基金に対する財政補助も膨張した。06年の財政補助は960億元であったが、16年には1兆1088億元にまで跳ね上がった。同時に、社会保険基金の収入全体に占める財政補助の比率も、06年の12%から22%に増大した。

## 住民保険から生じる赤字

これら変化の要因として、まず頭に



表 1 社会保険基金の収支の変化 (2006～2016年)

(単位: 万円)

	合計	企業従業員 基礎年金	都市従業員 基礎健康保険	労災保険	失業保険	生育保険	住民基礎年金	住民基礎 健康保険	
2016年	収入	501,124,710	285,185,382	100,821,409	7,160,163	12,281,037	5,168,610	29,562,073	60,946,036
	保険料	364,792,126	224,071,207	96,700,493	6,704,385	10,903,049	4,978,221	7,374,966	14,059,805
	財政補助	110,886,033	42,908,663	750,528	125,265	1,778	63,390	20,920,870	46,115,539
	支出	436,048,474	257,816,931	80,878,468	5,881,772	9,755,029	5,257,333	21,738,687	54,720,254
	給付ほか	425,382,267	254,453,112	80,130,708	5,819,216	3,899,851	5,254,235	21,306,669	54,518,475
	(保険収支)	-60,590,141	-30,381,905	16,569,785	885,169	7,003,198	-276,014	-13,931,703	-40,458,670
	当年度収支	65,076,236	27,368,451	19,942,941	1,278,391	2,526,008	-88,723	7,823,386	6,225,782
年度末積立金	654,247,134	365,768,320	127,360,491	13,910,688	53,332,688	6,592,683	53,986,944	33,295,320	
2011年	収入	257,576,651	154,346,622	47,794,483	4,479,495	9,240,413	2,152,785	13,419,917	26,142,936
	保険料	186,582,122	127,190,839	44,724,026	3,709,702	8,854,622	2,102,933	4,852,998	4,127,927
	その他	70,994,529	27,155,783	3,070,457	769,793	385,791	49,852	8,566,919	22,015,009
	支出	188,771,392	114,022,650	38,801,077	2,712,855	4,326,392	1,368,033	6,899,672	20,640,713
	保険金給付	154,166,151	110,267,461	38,314,997	2,619,526	1,598,837	1,365,330	5,899,967	20,081,042
	(保険収支)	32,415,971	16,923,378	6,409,029	1,090,176	7,255,785	737,603	-1,046,969	-15,953,115
	当年度収支	68,805,259	40,323,972	8,993,406	1,766,640	4,914,021	784,752	6,520,245	5,502,223
年度末積立金	298,178,951	183,411,830	54,812,349	7,231,935	22,401,324	3,318,630	13,506,789	13,496,094	
2006年	収入	79,140,349	56,584,533	16,728,114	1,175,451	4,024,796	627,455		
	保険料	67,886,984	45,995,060	16,354,931	1,136,388	3,798,715	601,890		
	財政補助	9,604,062	9,482,117	85,966	3,102	31,748	1,129		
	利息収入	1,023,743	708,523	212,574	23,089	79,557			
	支出	58,086,155	42,956,653	12,137,170	629,746	1,980,093	382,493		
	保険金給付	55,988,205	41,995,645	11,992,302	611,891	1,257,582	130,785		
	(保険収支)	11,898,779	3,999,415	4,362,629	524,497	2,541,133	471,105		
当年度収支	21,054,195	13,627,881	4,590,944	545,705	2,044,703	244,961			
年度末積立金	76,957,026	49,628,168	16,979,392	2,130,567	7,248,368	970,531			

(注) 2006年の生育保険の収入には、財政補助が含まれる。(出所) 財政部「全国社会保険基金決算的説明」各年版より筆者作成

浮かぶのは、少子高齢化の進展であらう。たしかに人口の年齢構成が社会保険の収支に大きな影響を及ぼすのは間違いない。しかし、2010年代の変化の要因として、社会保険改革の作用にも留意する必要がある。それを確認するために、社会保険基金の内訳をみることにしよう。社会保険基金は現在、7つの保険から構成されている(表

1)。このうち、もともと赤字額と財政補助額が大きいのは、住民基礎健康保険である。次が企業従業員基礎年金、住民基礎年金、生育保険と続く。逆に保険収支の黒字では、都市従業員基礎健康保険、失業保険、労災保険の順になっている。また、11年からの変化をみると、5年前までは企業従業員基礎年金の保険料収支は黒字であり、慢性的に赤字であったのは住民基礎健康保険と住民基礎年金であったことがわかる。

### 農民の包摂から始まった住民医療保険

住民健康保険と住民基礎年金は、いずれも胡錦濤政権下の社会保障改革で整備された新たな保険基金である。胡錦濤政権では、三農問題とSARSの衝撃から農村の医療保険の再建が重要課題となった。03年1月には「新型農村合作医療制度の構築に関する見解」が公表され、新制度の経費は農民の保険料負担を軽減するために中央と地方政府が3分の2を負担することとなった。実際には11年の時点で、中央と地方政府が新型農村合作医療制度の財源に占める比率は8割を超えた。また07年にはこの農村保険を参考として都市住民基本医療保険が新設された。

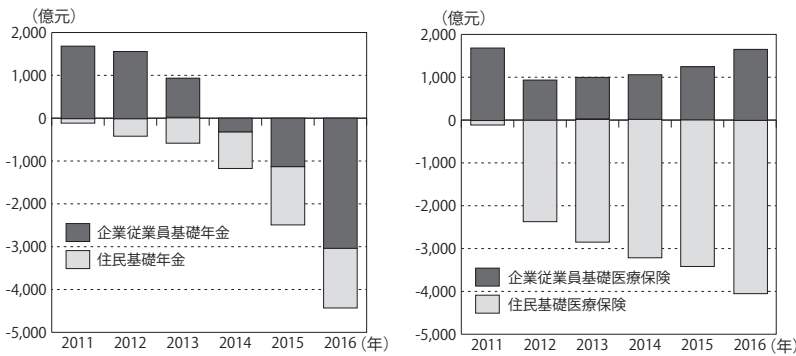
### 財政出動を前提としていた住民年金

基礎年金についても、同様の流れが観察できる。かつて1992年に設立された農村養老保険はもっぱら加入者の保険料拠出に依存する完全積立制であったため、保険料負担を厭う農民の間では加入者数が伸び悩み、2000年代には脱退による加入者の減少に見舞われていた。これを教訓として09年に発足した新型農村養老年金は、政府からの財政補助による給付を定めており、翌10年には加入者数が1億276万人、11年には3億2644万人と急拡大した。また都市部では11年に無業者や児童を対象とする都市住民基礎年金が設立された。これにより企業の従業員を対象とする社会保険から除外されていた者、すなわち都市の無業層や未成年者、民工(農村からの出稼ぎ者)および農村住民らを社会保険に包摂することが可能になった。

### 「国民皆保険」をめざした代償

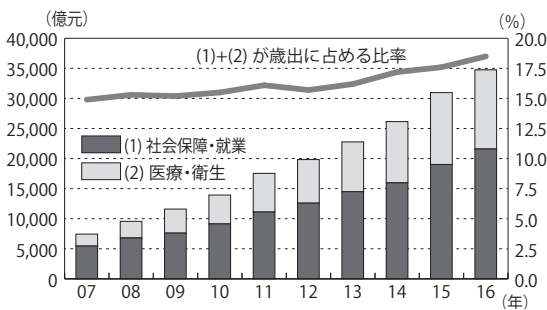
以上のことから、財政補助の増大は無業者など収入が安定しない者を社会保険に含めた結果であり、国民皆保険をめざした結果ともいえる。全国の基礎年金と医療保険について、従来型の企業従業員保険と新設の住民保険に分けて

図1 基礎年金と医療保険の収支 (2011-16年)



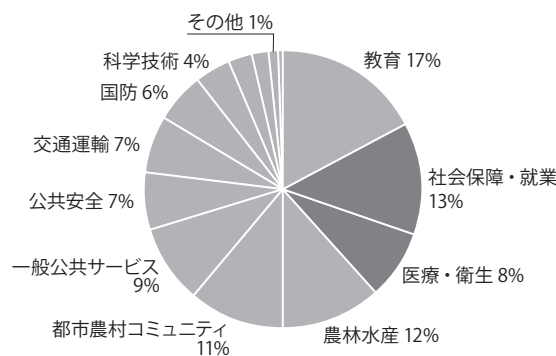
(出所) 国家統計局データベース (国家データ) より筆者作成

図2 社会保障関連費の財政支出の推移



(出所) 図1に同じ

図3 2016年の財政支出



(出所) 図1に同じ

示したのが図1である。ここからも二つの住民保険が収支悪化に大きく作用したことがみてとれる。習近平時代には、戸籍改革とともに都市と農村の住民社会保険が統合され、住民基礎保険への移行が進んだ。また公務員も新たに社会保険の対象とし、16年からは介護保険の試行が15都市で始まるなど、国民皆保険の方針に変更はない。こうした胡錦濤・習近平政権の社会保障改革は、「政府の役割」という点で江沢民政権までのそれとは性格がまったく異なる。

「負担軽減」から「政府の責任」論へ

もともと社会保障改革は、市場経済のもとで国有企業改革を推進することを目的としていた。計画経済時代の都市労働者は、住宅、年金、医療などの生活保障を国と職場(いわゆる単位)に依存していた。これらが市場経済の導入とともに、国有企業の収支を悪化させる要因の一つとなった。また政府は国有企業の赤字補填のための財政支出を負担していた。社会保障改革は、これらの負担を社会全体で共有する手段として位置付けられていた。いいかえれば、国有企業と政府の負担軽減は、社会保障改革の出発点であったといえる。具体的には、それまで企業側だけが

拠出していた社会保険料を、従業員も一部負担することが義務付けられた。また改革初期の焦点であった年金においては、社会保険である基礎年金に加えて、企業保険と商業保険を含めた3層構造の老後所得保障が設計された。1990年代後半から2000年代初頭にかけての社会保障改革は、市場原理との共存を目指すことが強調されていたのである。ところがSARS(重症急性呼吸器症候群)の集団発生という危機のさなかに誕生した胡錦濤政権においては、医療保険を中心に「政府の責任」が強調されるようになった。国有企業改革の速度は低下し、負担軽減の議論はかつての勢いを失っていた。むしろ社会保険改革については、「市場主義の偏重」に対する批判

社会保障と医療による財政支出の増大

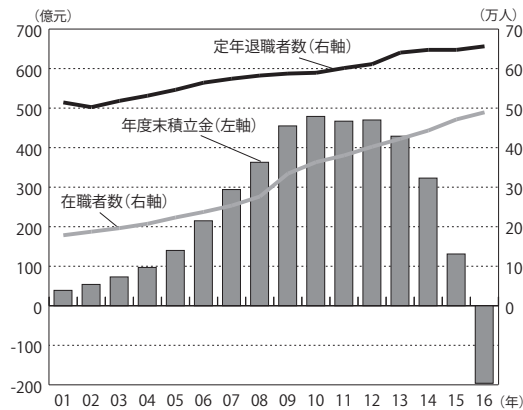
一方、社会保険の拡充は、財政負担の懸念を高めることとなった。図2は財政支出(中央・地方政府の合計)に占める「社会保障・就業」費および「医療・衛生」費の推移である。16年の金額は07年の4.7倍に達しており、伸び率も3.6ポイント増加したことがわかる。また「社会保障・就業」は同期間にほぼ4倍になったが、「医療・衛生」費は6.6倍と前者を大きく上回っている。また16年の他の費目と比べても、社会保障と医療費が無視できない規模であることは明らかである(図3)。

基礎年金の体力も逆転した黒龍江省と福建省

これら社会保障と医療に関連する財政支出を中央政府と地方政府で分けると、97.2%が地方政府の支出であった。そこであらためて社会保険の規模と変化を地方ごとに確認してみよう。前出の黒龍江省は図4に示したとおりである。基礎年金の積立金が最大で、もともと基金に余裕があった10年の時点でも、当年度の支出に対する積立金は11.5カ月分と1年に満たない状態であった。比較の

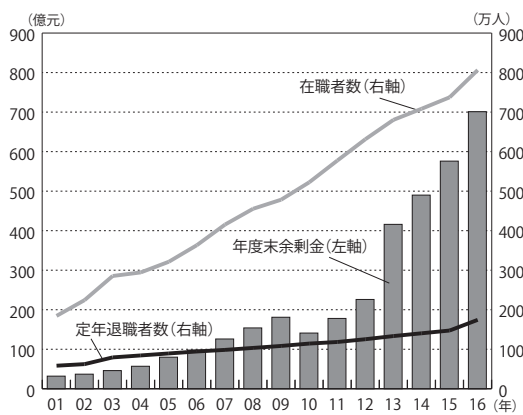


図4 黒龍江省の基礎年金(2001~16年)



(出所) 図1に同じ

図5 福建省の基礎年金(2001~16年)



(出所) 図1に同じ

このように基礎年金をはじめとする社会保険基金には、大きな地方間格差が生じている。これは住民保険の赤字を企業従業員保険がどこまで支えられるかの差でもある。図4と図5の在職者数と定年退職者数の変化から、黒龍江省では若者が地元を離れるいっぽう定年退職者が増加し、福建省は逆の傾向にある

### 拡大する地方の基礎年金格差

ために、総人口が黒龍江省と同規模の福建省を見てみよう(図5)。同じ10年の時点では、福建省の積立金規模は黒龍江省の3割弱とほろかに小さく、当年の支出ベースでは9カ月分しかなかった。しかし16年には積立金はピーク時の黒龍江省の1.5倍、16年の支出ベースでは14カ月分を上回るようになった。

### 年金における中央調整金の導入

ことが推測できる。基礎年金基金にもっとも余裕があるといわれる広東省は、16年度の基礎年金の積立金が当年度の支出の4年半以上(55カ月分)にまで膨れ上がっている。18年7月23日の記者会見で人力資源社会保障部の游鈞(副部长)は、遼寧省や黒龍江省など一部の地方で年金基金の収支が赤字であるのに対して、黒字の地方は広東、北京など東部に集中しており、上位7省で黒字額全体の3分の2を占めると述べた。

こうした地方間の格差に対して、國務院は18年5月末に「企業従業員向け基礎年金基金における中央調整制度の設立に関する通知」を公表し、7月1日から中央政府による基礎年金調整制

度を整備することを明らかにした。その目的は年金給付の安定化にある。各省の企業従業員向けの基礎年金から、資金を中央調整基金に移転し、これを財源として地方における年金給付の遅配や給付額の不足を解消しようというわけである。

具体的には、各省の企業従業員の平均賃金の90%および現役の保険加入者の数から基数を算出し、これに一定の比率をかけた金額を中央調整基金に拠出するため、経済力と賃金水準の高い地方から低い地方への移転を意味する。さらに通知によれば、各地方からの拠出比率はスタート時に3%とするが、その後は徐々に引き上げるといふ。

### 介護保険の挑戦—高齢化社会の課題

これまでも社会保険にかかわる調整金は存在したが、基本的に省内の調整であった。また中央政府からの補助金は、国有企業株の売却などから生じた社会保障基金から交付しており、地方に新たな拠出を迫るものではなかった。その点で、今回の中央調整金は新たな再分配の強化の試みであるといえる。

とはいえ長期的にみれば、全国で少子高齢化が加速するため、地方間の再分配だけで年金・医療保険の危機が解

決しないのは明らかである。中国全体の平均寿命は、15年の人口1%サンプル調査で76・34歳だが、北京や上海の戸籍人口でみると平均寿命は10年の時点ですでに80歳を超えていた。高齢化とともに介護の需要も高まっている。16年10月9日に全国老齡工作委员会办公室が公表した「第4回高齡者生活状況サンプル調査結果」(調査時点は15年8月1日零時)によると、60歳以上の高齡人口のうち要介護者と要介護予備軍は18・3%で4063万人にのぼる。

### 中国型福祉多元主義の可能性

こうした需要にこたえるために、介護保険の整備が急がれている。しかし社会保険基金の現況から考えると、介護保険の導入はさらなる赤字要因となる可能性が高い。16年から始まった15都市での介護保険の試行は、このような状況を反映してか、商業保険会社との協働モデルが中心となり、政府が運営するのは上海など少数にとどまった。今後は「政府の責任」と並行して「負担軽減にむけた市場活用」論が広がることも予想される。ただし政府のパートナーとなる商業保険会社の多くが元国有企業であることから、欧米諸国での福祉多元主義とは本質的に異なる点に注意する必要がある。



中国経済の中長期展望—重要課題分析

# 中国の新型都市化への「物差し」 —中国都市総合発展指標

周 牧之 東京経済大学 教授

「中国都市総合発展指標」は、都市評価の「物差し」をGDPから総合指標に転換し、都市をより魅力的かつ持続的なものへと導く試み。NTT出版からこのたび、日本語版〈環境・社会・経済 中国都市ランキング〉が出版された。その極意と今後の展望を解説する。

## 1. 「中国都市総合発展指標」 開発の背景

### (1) 世界の大都市化

改革開放の40年、中国はいまや世界第2位の経済大国に成長した。中国発展の原動力は「都市化」であった。その背景には、世界での大都市化の潮流がある。1980～2015年の35年間に、250万人以上人口が増えた都市は世界で92都市に上った。この92都市で合わせて5億人以上人口が増えた。人類はこれまでにないスピードとスケールで、大都市へと集まった。

なかでも人口1000万人を超えるメガシティの膨張ぶりが目覚ましい。1950年、メガシティは東京大都市圏とニューヨークの2都市のみであった。20年後の70年、その数はわずか1都市（近畿圏）増え、3都市でしかなかった。

しかし、80年代以後、メガシティの数は急増し、2015年には世界で29都市がメガシティとなった。特にこれらメガシティのうち23都市が発展途上国にあることが注目に値する。中国では6都市が、メガシティとなった。

世界のメガシティにはもう一つ大きな特徴がある。それは、臨海型都市

が18都市にのぼり、その優位性が明らかになったことである。また、9都市が内陸型首都であり、残りの2都市は内陸地域の中心都市である。大都市化に牽引され、08年には世界の都市人口は農村人口を超えた。地球は正真正銘の「都市惑星」となった。

### (2) 中国の都市化そして大都市化 メガロポリス化

筆者は長年、中国の都市化研究に携わり、01年に中国政府との共同研究報告で中国の都市化はメガロポリスによって形作られるべきだと提言した。さらに中国の経済と人口は、珠江デルタ、長江デルタ、京津冀という三大メガロポリスに集中、集約すると予言した<sup>注1</sup>。

今日、この予測は見事に当たり、まさに現実となった。三大メガロポリスに大量の人口が雪崩れ込み、中国の経済成長を牽引している。17年前にこれほど正確に予想できたのは、世界経済のパラダイムがIT革命とグローバルゼーションによって交流交易経済へシフトし、中国ではこの交流交易経済に最も適したエリアが三大メガロポリスの地域だ、と判断した故である。01年の中国のWTO加盟は、中国における交流交易経済をさらに大発展させた。

上述の92都市のうち、30都市は中国にある。現在、この30都市が中国の輸出の7割を稼ぎ、GDPの4割を作り出し、中国の経済成長を引っ張っている。

世界のメガシティが、臨海型都市や首都などの中心都市に集中しているのは、これらの都市が交流交易経済の大拠点作りに優位だからである。中国でもこの法則は当てはまる。30都市のうち16都市が臨海都市で、その他はすべて首都・省都などの中心都市である。そして30都市のうち三大メガロポリスに属する都市は、10都市に上る。

すなわち、中国の急速な経済成長は、改革開放政策が世界経済のパラダイムシフトと共鳴し、交流交易経済の拠点たるこれら都市の膨張により成し遂げられた。

こうした動きに牽引され、中国では1978年にわずか17・9%だった都市化率は2015年には56・1%になった。農村人口は1995年をピークとして減少に転じ、2011年には都市部人口が農村部人口を超えた。

急激な都市化と爆発的な都市成長は、中国経済の高度成長を支え、国民の生活水準を向上させた。しかし、都市化はGDP競争を繰り広げた結



果、環境汚染、乱開発、社会格差、汚職腐敗などの大問題をも生じさせた。

こうした状況に鑑み、中国で都市化政策を主管する中国国家発展改革委員会発展計画司と雲河都市研究院は、環境、社会、経済という三つの軸で都市を包括的に評価する「中国都市総合発展指標 (China Integrated City Index、以下CICI)」を協力して開発した。これは、都市を評価する「物差し」を単純なGDPから総合的な指標に変えることで、都市をより魅力的かつ持続的なものへと導く試みである。

CICIは、筆者と徐林中国城市小城镇改革発展センター主任が中心となって編纂した。楊偉民中国中央財経領導小組弁公室元副主任を首席専門家に、陳亜軍中国国家発展改革委員会発展計画司司長、周其仁北京大學教授、胡存智中国国土資源部(省)元副部長、大西隆日本学術会議元会長、武内和彦中央環境審議会会長、横山禎徳東京大学EMP特任教授らが研究開発に携わり、また環境省にも協力いただいた。

社会主義市場経済の道を歩む中国は、そのロジックの独特さゆえに、分かり難い部分が多い。CICIとい

う普遍的なロジックをもって都市を測る「物差し」を作り上げたことで、中国の新型都市化の促進が期待できる。

CICIは中国の地級市(日本の県に近い行政単位)以上のすべての都市をカバーする包括的な指標として、中国の都市のあり様を様々な角度から分析できるようにした。また、都市を的確に捉えるだけでなく、個々の都市の情報を集合せ、中国全土を従来なかつたリアリティで分析した。指標はさらに、グラフィカルな表現を駆使し、膨大な情報量を理解し易くした。こうした意味では、中国研究をまさに異次元の段階へ押し上げたといっても過言ではない。毎年公表するこの指標を基本素材として、様々な中国研究が一気に前進するだろう。

中国の都市化を計るバロメーターとして、CICIは、16年末に人民出版社から正式に出版された。翌年度末には17年度版を出版、さらに18年6月末には日本語改訳版が『環境・社会・経済中国都市ランキング〈中国都市総合発展指標〉』と題してNTT出版から出版された。

## 2. 「中国都市総合発展指標」の特徴

CICIには以下の三つの特徴がある。

ある。

### (1) 「生環境」をより広義に評価

環境汚染や生態破壊などの問題が深刻化したことに対して、中国政府は14年に打ち出した「国家新型都市化計画」で、「生態文明」理念を掲げ、「生環境」を新型都市化の鍵とした。以来、中国では、「エコタウン」や「美しい村」を採ずブームが広がった。しかしそれらは自然環境に恵まれた中小都市や辺境の村がほとんどであった。近代的な都市を分析評価するものではなかつた。

環境、社会、経済の三大項目で構成するCICIは、より広義に「生環境」をとらえ、総合的に都市を評価する。同指標は、単に環境関連の指標にのみ焦点を置くのではなく、同時に、経済や社会の指標にも「生環境」を求めた。

こうした意味では、単純にGDP、鉄道、道路などハード面を測る指標とは異なり、CICIが提唱するのは、発展の質である。同指標は狭義の環境要因だけを評価するものではない。生環境の質はもちろん、経済の質、空間構造の質、生活の質、そして人文社会の質など幅広い内容を評価の対象としている。

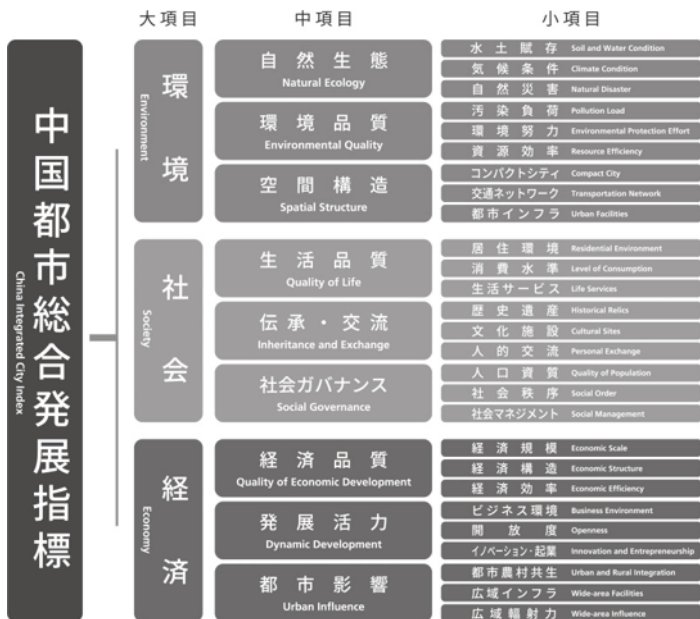
### (2) 簡潔な構造で都市を可視化

中国の都市化が向き合う問題と課題とを整理し、内外の経験と教訓を吸収した上で、都市のあり方を数値化し、指標化する作業そのものが、困難極まりないチャレンジであった。4年間にわたる専門家による研究討論の積み重ねで、CICIは、図1が示すような簡潔な3×3×3構造を作り出した。環境、社会、経済の三大項目は、各々3つの中項目で構成され、9つの中項目指標がさらに各々3つの小項目で構成されている。各小項目指標はまた1つあるいは複数のデータで支えられている。

このような3×3×3構造の指標体系は膨大なデータに裏付けされたものである。しかし中国では、指標を支えるデータの収集と整理自体が大変に困難で煩雑な作業であった。中国では都市ごと、部門ごと、年度ごとにデータのフォーマットが異なり、統一性や連続性に欠けていた。データの信頼性も大きな問題であった。加えて多くのあるべきデータ自体が存在していなかつた。

CICIでは、データを選定する際に、特にその信頼性のチェックを重視した。と同時に、統計データ以外に、できる限りビッグデータを集め、さらに最新のIT手法で膨大なビッ

図1 「中国都市総合発展指標」 指標構成図



(出所) 周牧之・徐林主編、中国国家発展改革委員会発展計画司・雲河都市研究院『環境・社会・経済 中国都市ランキング〈中国都市総合発展指標〉』(NTT 出版社、2018年)

都市の最大の問題は、人口問題である。数十年前にわたりアンチ都市化政策を取ってきた中国の為政者たちはこの点未だ意識が低い。億単位の人々が農村部から都市へすでに移動している今日でも、人々を分断する戸籍問題の抜本的な改革

がデータを指標用データに仕立て直した。また、衛星リモートセンシングデータと地理空間データをも存分に活用した。  
こうした努力を積み重ね、初めて中国の295の地級市以上の都市を網羅した評価システムを完成させた。  
(3) 先鋭な問題意識  
CICIは、都市の構造と内容を立体的に分析するフレームワークを作り上げた。「環境」重視、文化伝承への関心、発展の質の追求など、リアリティのある問題意識と先進的な理念に支えられ、CICIは中国の都市発

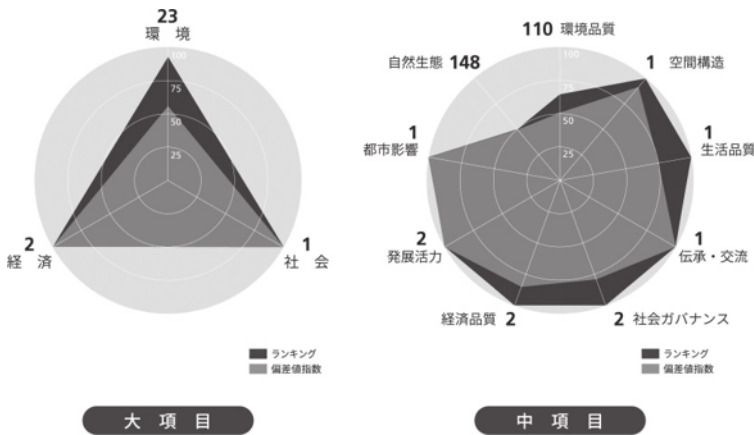
展の質的向上を促す。  
CICIは、例えばDID(Densely Inhabited District: 人口集中地区。図1出所書籍の157頁参照)という斬新なコンセプトを中国で初めて導入した。また、衛星リモートセンシングの力を借り、中国における都市人口分布の分析に成功した。DID分析を重ねた結果、中国ではほとんどの都市がスプロール化の問題を抱えることがわかった。こうした構造的な問題が、まさに交通問題、環境問題、不便な生活、サービス産業の未発達など諸々の都市問題の根源にある。

は成されていない。さらに、北京、上海などの代表的な都市では、いま人々を外に追い出す動きさえ見られる。  
CICIはDID概念を導入し、人口集積の重要性を中国で広げ、中国の都市がより活力と魅力ある高密度な空間作りに向かう指針を示すよう努める。  
3. 「中国都市総合発展指標」で見えてきた中国  
(1) 中国都市総合ランキング  
CICIの16年度の総合ランキングは、北京が首位、上海が2位、深圳が3位となった。4位以下は広州、天津、蘇州、杭州、重慶、南京、武漢の順で続いた。北京は、社会分野、特に伝統の継承や交流の面で上海を上回る評価を得た。一方、経済分野と環境分野では上海に軍配が上がった。深圳の発展は中国の改革開放の象徴的成果である。深圳の優位性は環境分野と経済分野にあり、特に環境分野では深圳がランキングのトップを飾った。4位の広州、5位の天津は両市ともに社会分野と経済分野が強く、環境分野では広州が天津を上回った。6位から10位の蘇州、杭州、重慶、南京、武漢の5都市は、社会分野と経済分野で優れたものの、環境分

野はやや劣っている。総合評価で6位だった蘇州も環境分野に限れば20位にとどまっている。  
(2) 都市版人間ドック  
CICIは、295の対象都市にすべて都市版人間ドックをかけられる。北京を事例に見ると、大項目指標では、「環境」は全国23位、社会は全国1位、「経済」は全国2位である。「社会」と「経済」は高い評価を得ているものの、「環境」の評価が落ち込んでいる(図2)。  
「社会」大項目で北京は他都市を大きく引き離してトップだった。これは北京が中国の政治文化の中心であり、文化遺産や公共施設の質・量ともに他都市に抜きん出ていることによる。「社会」大項目の3つの中項目指標で、北京は「生活品質」、「伝承・交流」の双方で第1位、「社会ガバナンス」は第2位である。  
「経済」大項目では、北京は第2位である。北京は、R&Dおよび文化・スポーツ・娯楽、医療、高等教育など領域の輻射力が突出している。これにより北京の「都市影響」中項目は第1位となっている。北京は、「経済品質」と「発展活力」の両中項目指標でも秀で、双方とも第2位であった。「環境」大項目では、北京は第23位

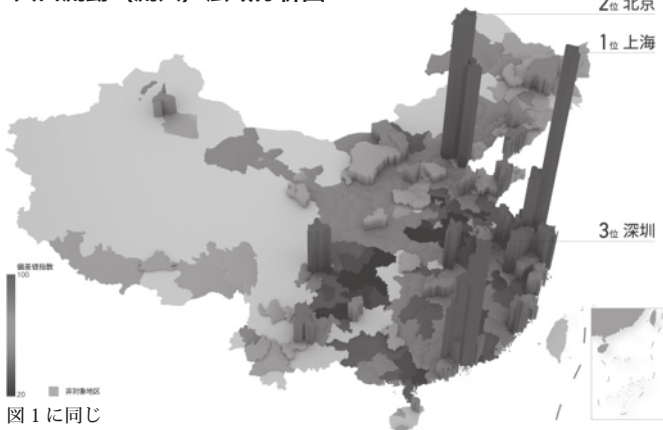


図2 北京市・大中項目レーダーチャート



(出所) 図1に同じ

図3 人口流動(流入) 広域分析図



(出所) 図1に同じ

に甘んじた。これは北京の大気の水資源、交通渋滞などの問題が深刻であることによる。北京は「自然生態」と「環境品質」の両中項目でのパフォーマンスは芳しくなく、各々第148位、第110位に落ち込んでいる。しかしながら「交通ネットワーク」「都市インフラ」などの小項目では優れ、北京の「空間構造」中項目は第1位となった。

こうして、各都市の分析診断が133の指標により構成された3×3構造で可能となり、都市の優

位性と課題が一目瞭然となった。

### (3) 課題別全国分析

CICIのもう一つの大きな特徴は、表現力に富んだグラフィックを多用し膨大な情報をわかりやすく提示した点である。こうした指標の「見える化」により、中国の都市化の現状や各都市の抱える問題について認識が高まり、持続可能な発展に貢献できるだろう。

人口動態の事例で見ると、中国では今日、295の地級市以上の都市のうち116都市の常住人口が

戸籍人口の規模を超えている。つまり、これら都市に外部から人口が流入し、実際の人口規模を示す常住人口が、戸籍制度で確定された固有の人口規模を超えている。常住人口から戸籍人口を差し引いた数が、人口の純流入部分である。この超過人口は、上海市では987・3万人、北京市では818・6万人、深圳市では745・7万人に達している。これが流入人口規模の大きい上位3都市である。

他方、常住人口が戸籍人口より少ない都市も179都市にのぼる。これらの都市から他都市へと人口が流出している。重慶市が383・8万人、周口市が356・4万人、商丘市が345万人、戸籍人口より実際上の人口が少なくなっている。これら3都市は中国では人口流出規模が最も大きい。

295都市の人口移動のデータを図3のグラフ一枚にまとめ、現在の中国における人口移動の激しさを示した。大規模な人口移動がすでに中国のすべての都市に多大な影響を与えていることがリアルにわかる。

CICIは、さらに気候快適度、降雨量、PM2.5指数、一人当たり水資源、医療放射力、高等教育幅

射力、科学技術放射力、金融放射力など18項目の都市パフォーマンスを図式化している。

### 4. 今後の展望と「アジア都市総合発展指標」の開発

CICIのもう一つの特徴は、毎年メインレポート発表にある。16年版のメインレポートは「メガロポリス発展戦略」に焦点を絞ったが、17年版は「中心都市発展戦略」をテーマとした。

現在、雲河都市研究院では、「アジア都市総合発展指標」の研究を進め、中国の地級市と日本の都道府県を同じプラットフォームで評価分析することを可能にした。

CICIの中国国内での影響力は広がり、中央政府はもちろん、さまざまな都市で政策に取り入れられ始めている。

(本論文では雲河都市研究院の栗本賢一、数野純哉両氏がデータ整理と図表作成に携わった)

注1…三大メガロポリスについて詳しくは、周牧之主編『城市化・中国現代化的主旋律 (Urbanization: Theme of China's Modernization)』(湖南人民出版社、2001年)を参照。

## 中国におけるユニコーン企業の動向とそれを支える杭州のエコシステム

岡本紳太郎

徳勤華永会計事務所(デロイト中国) マネージャー 公認会計士

近年、中国におけるユニコーン企業が特に注目されている。本稿では、この状況について俯瞰すると同時に、中国の新たなイノベーションのモデル基地として注目を集める主要4都市(北京、上海、深圳、杭州)のうち、特に杭州における新たなエコシステムに着目し、杭州のユニコーン企業の動向、創新・創業モデル基地「杭州未来科技城」について解説する。

### TOPICS

「大衆創業 万衆創新」に関する意見書の公布

2015年6月11日に中華人民共

和国務院(最高国家行政機関、他国における内閣に相当)から「大衆創業、万衆創新を積極的に推進する若干の政策・取組に関する意見」(国発「2015」32号)が公布され、下記の9つの方針と関連する具体的な施策が打ち出された。

①イノベーションメカニズムを構築し、起業しやすい環境づくりをすること。  
②税制の最適化など、起業支援策を講ずること。

③融資の利便性向上と金融市場の活性化を図ること。  
④起業を支援するための投資を拡大すること。

⑤起業をサポートするためのサービスを発展させ、起業をめぐるバリエーションを整備すること。  
⑥イノベーション、起業をサポートするプラットフォームを構築すること。

⑦イノベーション型企業を発展させ、活性化を図ること。  
⑧都市部、農村部の起業チャネルを拡大し、起業により雇用の拡大を促進すること。

⑨協調を強化し、協働メカニズムを構築すること。

これまでの中国は世界の工場として製造業を中心として大きな経済的発展を遂げてきたが、従来の製造業を中心とした経済構造が停滞期を迎えつつある中、15年前後からこれまでの経済構造に代わる新たな産業構造モデルを模索してきた。中国政府は

今後、ベンチャー企業の育成とイノベーションの推進を新たな経済発展の原動力とすべく、上述の意見書を公布し、新たな産業構造の構築へ向けて「大衆創業 万衆創新」を掲げ、イノベーション支援政策を打ち出している。次にグローバルにおけるユニコーン企業と中国のユニコーン企業の状況を見ていながら、現時点における

中国におけるイノベーション企業の状況を見ていきたい。

### TOPICS

グローバルで見た場合の中国のユニコーン企業の状況

ユニコーン企業とは、非上場企業で、企業評価額が10億ドル(約1100億円)のスタートアップの会社を指す。17年6月30日時点において、グローバル全体のユニコーン企業数は252社あり、企業価値総額は8795億ドル(約98兆円)とされている。

各国のユニコーン企業数を比較すると、第1位は米国の106社であ



表1 ユニコーン企業数の国別ランキング(トップ10)

国名	ユニコーン企業数	比率 (%)
米国	106	42.1
中国	98	38.9
インド	10	4.0
英国	9	3.6
ドイツ	5	2.0
韓国	3	1.2
フランス	2	0.8
イスラエル	2	0.8
シンガポール	2	0.8
スウェーデン	2	0.8
その他	13	5.2
合計	252	100.0

(出所) CBInsights

表2 中国国内の都市別ユニコーン企業数

都市	ユニコーン企業数
北京	60
上海	31
杭州	17
深圳	11
その他	20

(出所) CHINA MONEY NETWORK

表3 中国国内の都市別ユニコーン企業の企業価値総額 (億ドル)

都市	ユニコーン企業企業価値総額
杭州	2,671.4
北京	2,537.6
上海	1,043.2
深圳	655.0
その他	379.2

(出所) CHINA MONEY NETWORK

それぞれ異なり、また各地域の特色を有するユニコーン企業が台頭してきているが、各都市におけるユニコーン企業の状況と、近年になってアリババの城下町として急速な発展を遂げてきている杭州の未来科

り全体数の42・1%を占め、中国は米国に次ぐ98社の第2位となっており、全体数の38・9%を占めている(表1)。なお、本稿執筆時点(18年7月)における最新の中国のユニコーン企業数はさらに41社増えており、139社となっている(出所…CHINA MONEY NETWORK)。18年に入ってから既に21社ものスタートアップ企業がユニコーン企業となっており、今後益々増えていくことが予想される。

述の政策に加え、スタートアップ企業のインキュベーション環境とイノベーション推進のためのプラットフォームの存在が欠かせない。以下において、ユニコーン企業の発展に寄与している未来科技城について解説する。

TOPICS  
中国のユニコーン企業台頭の土壌としての未来科技城

未来科技城とは、中国共産党中央委員会組織部と国務院国有資産監督管理委員会がパイロットセンターとして建設したイノベーションセンターを指す。現在、北京、天津、杭州、武漢の四つの都市がパイロット都市として指定されており、それぞれの都市に未来科技城が設置されている。未来科技城設置の主な目的は、イノベーション人材を集め、活発な雰囲気と豊かなイノベーションの実績を有する科学技術都市の発展を実現させることである。

技城の状況は以下の通りである。

TOPICS  
中国国内における杭州のユニコーン企業の状況

中国国内のユニコーン企業139社のうち、都市ごとの分布をみると、会社数が一番多いのは北京の



マスコットがかわいいアリババ来客センター

60社、次に上海の31社、三番目は杭州の17社である(表2)。ユニコーン企業の数、杭州は中国国内で3番目となっているが、一方、杭州の全てのユニコーン企業の企業価値を合計すると2671億ドルとなっており、ユニコーン企業の数が一番多い北京を抜いて第1位となっている(表3)。

杭州のユニコーン企業の属する業態としては、主に電子商取引、フィンテック、コーポレート・サービス、物流管理等の業態に集中しており、プラットフォーム型のインキュベーター、もしくは大企業の投資により設立された会社が多いのも特徴の一つとして挙げられる。

17社のユニコーン企業以外にも現時点で企業価値が1億ドルを超えている準ユニコーン企業が100社以上あり、これらの中には創業間もなく急成長を遂げている会社が多数含まれており、近い将来に企業価値が10億ドルを超え、ユニコーン企業の仲間入りを果たす可能性が非常に高い会社が含まれている。

## TOPICS

### 杭州未来科技城のユニコーン企業と杭州未来科技城の特徴

杭州未来科技城には、釘釘(Ding

Talk)、菜鳥網絡科技有限公司(Cainiao Network)、同盾科技有限公司(Tong Dun)、大搜車汽車服務有限公司(Sou Che)、草根網絡科技有限公司等のユニコーン企業(準ユニコーン企業を含む)の5社があり、そのうち、草根網絡科技有限公司の評価額は既に200億ドルを超えており、スーパーユニコーン企業として高く評価されている。その他の準ユニコーン企業も含めると、20社以上のユニコーン企業があり、優れたインキュベーション環境や人材をベースに、政府の支援政策を受けている。また杭州未来科技城は、中国におけるユニコーン企業の数が多い地域となっている。

杭州未来科技城は、浙江省党委員会組織部主導の下、浙江省と杭州市が共同で杭州市の中心地から西に位置する余杭区に建設した巨大イノベーション都市を指す。総面積は123・1平方キロ、複数のイノベーションセンターを有しており、主要なイノベーションセンターの面積は49・5平方キロある。正式な設立日は13年5月28日であり、設立以来、多くのスタートアップ企業に対して様々な側面からサポートをしている。また、浙江大学、浙江工業大学、

浙江科技学院などの大学と隣接しており、周囲にはアリババ(Eコマース企業)、中電海康(実業投資、インターネット製品の研究開発等を手掛ける企業集団)、之江実験室(浙江省政府、浙江大學、アリババ集団が共同で立ち上げた情報ネットワーク実験室)、浙江大學国家大学科技园などの多くの強力なテクノロジー企業と科学技術研究開発プラットフォームがあり、地域全体で科学技術分野での研究開発能力と企業のバックアップ体制が整ったエコシステムを形成している。

## TOPICS

### 他都市の未来科技城と比較した場合の杭州未来科技城の特徴

他の未来科技城やイノベーションセンターと比較した場合、杭州未来科技城は次の3つの特徴を有している。(1)「プロジェクト計画、技術、資金



杭州未来科技城中心地

という3つの要素を兼ね備えた海外の優秀な人材、企業、団体を優先的に誘致しており、特に人材に着目した発展を目指している。

(2) インターネット企業を中心とした浙江省の経済の特徴を最大限に活かす、海外留学人材の帰国後のプロジェクト支援や、民間企業資本と連



携をとり、民間企業資本のイノベーション技術、革新的な産業技術への活用を促し、「優秀な人材＋豊富な資本＋優れた民間企業によるバックアップ」という起業しやすい環境の整備を目指している。

(3) 革新的な人材の招致・起用をベースに、革新的な政策や体制を通じて、国有企業、大規模民間企業、海外大学院が相互に連携したプラットフォームの構築をサポートしており、外部から積極的な人材の受け入れを行っている。

杭州未来科技城は、中国における4つの未来科技城の中で比較的遅れてスタートしたものの、アリババを代表とするネット企業や、杭州恒生サイエンスパーク、杭州夢想小鎮（杭州ドリームタウン）、人工智能小鎮（人工智能タウン）などの重要なプラットフォームを基盤として、次世代ネットワークコンピューティング、汎用人工知能（AGI）、情報セキュリティ、ワイヤレスセンサーネットワーク、デジタル・マニユファクチャリング、

ロボティクス等の分野における急速な発展、及び強固な産業構造を構築し、中国のシリコンバレーを建設していくことを目的としている。

**TOPICS**  
デロイト中国の杭州未来科技城への参画

17年7月以降、杭州未来科技城の人工智能小鎮（人工智能タウン）で



中国人工智能小鎮ビル

は、先に述べた之江実験室やアリババと浙江大学による先端技術研究センター、百度イノベーションセンター、中島人工智能産業センターなどの研究開発機関を設置し、大学や大手企業との連携を進めることにより、よりイノベーションの創造を加速するためのエコシステムを形成し、積極的に外部機関の受け入れや提携を進めており、当該エコシステムにデロイト中国も参画することとなった。

18年4月25日に人工智能小鎮にて、杭州未来科技城管理委員会とデロイト中国の間で、戦略的パートナーシップ協定を締結し、杭州未来科技城に徳勤智慧未来学院を設置し、デロイトの専門知識とグローバルのリソースを活用したサポート体制を構築するとしている。

具体的には、デロイト中国ではこれまで、AI、Blockchain、Cloud Computing、Data Analytics、Roboticsの5つのイノベーションの分野に積極的に取り組んでおり、未来科技城の今後の発展に対して強力なサポート体制を構築していく計画である。また未来科技城の「鯤鵬計画」（政府機関と企業が密接に連携することにより、各企業の特徴に合わせた育成計画を策定し、発展させる計

画）を遂行する上で、企業に対する専門的なトレーニングや、セミナー、コンサルティングサービスの提供を随時行うことが可能となり、デロイト中国のイノベーションに関する知見を提供し、杭州において特徴的なエコシステムの構築をサポートしていく。

**TOPICS**  
中国におけるエコシステムの今後の発展

杭州未来科技城をはじめとして、杭州市においては国家の全面的な支援のもと、政府と大学、研究機関、民間企業が一体となって「大衆創業、万衆創新」を支援するためのエコシステムを構築しており、他の地域のエコシステムとは異なる特徴を有する地域となっている。産官学研間の強力な連携により築き上げられているこの特徴的なエコシステムは、今後、杭州市において優れたユニコーン企業の発展とイノベーションのさらなる創出により、中国における新たな経済成長の原動力のモデル都市として注目されると同時に、より優秀な人材を惹きつけ、また中国国内のみならず海外のイノベーション企業にとって魅力的なエコシステムとなるであろう。



# 中国の気候変動対応行動の課題と展望

金振  
地球環境戦略研究機関  
気候変動・エネルギー領域 主任研究員

本稿では、中国の気候変動政策について、その現状と習近平政権2期目における今後の展望について紹介する。

## 1. はじめに

2015年12月12日、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定は、16年11月に正式に発効し、18年8月現在、175カ国が批准している。パリ協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ2度より十分低く、さらには1.5度に抑える努力を追求する」ことに合意している。このグローバル目標達成のために、各国は「自主的に決定する貢献（NDC）」の作成・提出・維持 また長期GHG（温室効果ガス）低排出発展戦略の策定・提出が求められており、現在既に169カ国・地域がNDCを提出している。

世界のほとんどの国と地域が参加した「歴史的な快挙」として注目を集めたパリ協定ではあるが、樂觀視は禁物である。仮に全ての国・地域がNDCで掲げた削減目標を達成し、その後、同等の削減努力を続けたとしても、2100年

の平均気温はおよそ3.0〜3.2度上昇する<sup>1)</sup>。17年版UNEP Emissions Gap Reportは指摘している。

今年に入り、13年から3年連続で減っていた中国のCO<sub>2</sub>排出量が再び増加に転じることが事実となり、中国政府によるさらなる削減努力に対する国際社会の期待が高まっている。

さらに18年3月17日、中国で開催された第13期全国人民代表大会（以下、全国人大）第1回会議において、習近平の国家主席および中央軍事委員会主席の2回目の当選が確定し、第2期目の政権基盤が固まった。それと同時に、13日に中国国務院が全国人大に提出した「国務院組織改革案」も承認され、過去20年間で最大規模と言われる国務院組織改編が成立した。今回の組織改編により、気候変動政策は「ミニ国務院」とも呼ばれる国家发展改革委員会の管轄から離れ、新設された生態環境部の所管となった。

## 2. パリ協定以降の中国気候変動政策の動き

16年9月3日、中国政府は国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務

局に対し、30年までにGDP当たりのCO<sub>2</sub>排出量を05年比60〜65%削減し、一次エネルギー消費量に占める非化石燃料の割合を20%程度まで増やすなどの具体的な数値目標のほか、30年より早いピークアウトの実現に関する努力目標も合わせて提出した。この目標を実現するための主な施策は、石炭消費量削減と再生可能エネルギー対策である。

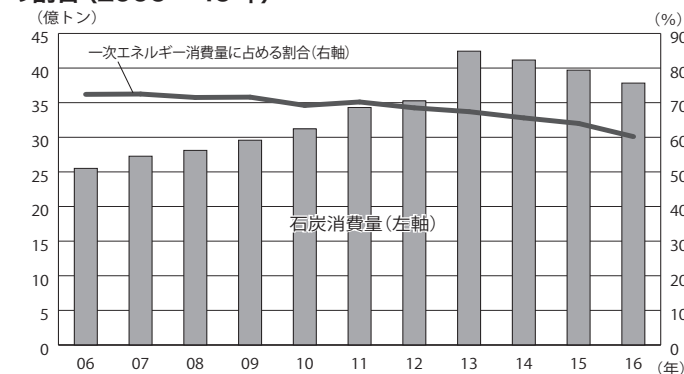
### (1) 石炭消費量削減対策

12年の統計データになるが、中国のCO<sub>2</sub>排出量の87.8%は化石燃料消費活動によって発生したものであり（約87億トン）、その大半が電力部門からの排出である。16年における発電量全体の70%以上を石炭火力発電が占めていることから分かるように、石炭火力発電部門は国内最大のCO<sub>2</sub>発生源である。一方、国全体における大気汚染物質（SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>）のおよそ4割前後が、発電・熱供給部門から発生している（12年）ことから、大気汚染対策の観点からも石炭消費量の削減が急がれる。

図1は、06〜16年における中国の石炭消費量、一次エネルギー消費量に占める石炭の割合の推移である。一次エネルギー消

費量に占める石炭消費量の割合は、11年をピークに、次年度以降5年連続低下し、16年には60.2%に達した。また、石炭の年間消費量も、13年をピークに3年連続で減り、16年には37億8300万トンまでに減少した。中央政府は、様々な石炭消費量削減策を導入しているが、発電部門における石炭火力発電設備規制と大気汚染対策としての地域石炭消費規制は、特に紹

図1 中国の石炭消費量、一次エネルギー消費量に占める石炭の割合（2006〜16年）



(出所) 中国国家统计局のデータに基づき、筆者作成



表1 中国電力発展第13次五カ年計画における発電設備総量目標

	2015年実績		2020年目標	
	発電設備総量：15.3億kW		発電設備総量：20億kW前後（予測）	
	容量	全体に占める割合	容量	全体に占める割合
火力発電設備	9.93億kW	65%	12.3億kW	61%
（石炭火力発電設備）	（9億kW）	（59%）	11億kW以下	55%以下
非化石発電設備	5.37億kW	35%	7.7億kW	39%

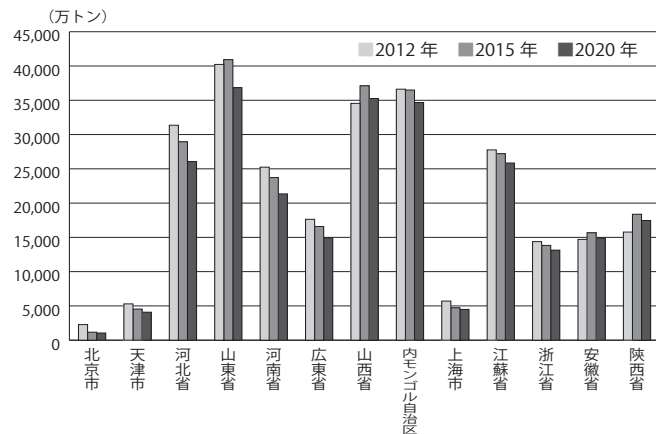
（出所）国家発展改革委員会、国家エネルギー局「電力発展第13次五カ年計画」、17年6月に基づき、筆者作成

表2 中国電力発展第13次五カ年計画における非化石エネルギー発電設備導入目標

	2015年実績	2020年目標	年平均増加率
非化石エネルギー割合	12%	15%	[3%]
非化石エネルギー発電設備容量の割合	35%	39%	[4%]
通常水力発電（億kW）	2.97	3.4	2.80%
揚水発電（億kW）	0.23	0.40	11.70%
原子力発電（億kW）	0.27	0.58	16.50%
風力発電（億kW）	1.31	2.1	9.90%
太陽光発電（億kW）	0.42	1.1	21.20%

（出所）国家発展改革委員会、国家エネルギー局「電力発展第13次五カ年計画」、17年6月に基づき、筆者作成

図2 地域石炭消費規制の2020年目標



（出所）国务院「青空防衛戦に勝利するための3年行動計画（2018-20年）」、18年6月、中国統計局データに基づき、筆者作成

実際の、国家改革発展委員会は、16年から17年1月まで2回にわたり地方政府が承認した計101の新規石炭火力発電設備導入計画を中止・延期させた。中止・延期の対象となったプロジェクトの規模は、合計1億2000万kW、投資金額に換算すると4850億元（9兆円）に相当する。

以上のほか、電力発展計画は、20年まで、新規石炭火力発電設備の1kWあたりの平均石炭消費量を300グラムまで、現役設備に関しては15年時点での318グラムから310グラム以下まで下げられる。仮にこの目標を達成した場合、年間4億トン以上の石炭消費量の削減効果が見込まれる。

発電設備容量を1億kW以下に抑制すること（20年目標）を決定した（表1）。この目標を達成するため、20年までに1億5000万kW以上に相当する新規石炭火力発電設備導入計画の中止、または延期を求める方針を打ち出した。なぜなら、16年時点における石炭火力発電設備容量9億4000万kWに対し、着工認可が得られた新規プロジェクトはすでに3億1000万kW以上に達しており、ならん対策を講じなければ、20年における設備容量は12億5000万kWに達する見込みとなった。つまり、20年目標を確実に達成するために

介に値する。

●石炭火力発電設備規制

17年6月、中国国家発展改革委員会および国家エネルギー局は、共同署名による「電力発展第13次五カ年計画」（以下、電力発展計画）を発表し、20年までに、全体発電設備に占める石炭火力発電設備の割合を、15年の59%から55%に下げること、さらに、石炭火力

発電設備容量を1億kW以下に抑制すること（20年目標）を決定した（表1）。この目標を達成するため、20年までに1億5000万kW以上に相当する新規石炭火力発電設備導入計画の中止、または延期を求める方針を打ち出した。なぜなら、16年時点における石炭火力発電設備容量9億4000万kWに対し、着工認可が得られた新規プロジェクトはすでに3億1000万kW以上に達しており、ならん対策を講じなければ、20年における設備容量は12億5000万kWに達する見込みとなった。つまり、20年目標を確実に達成するために

は、すでに許可された1億5000万kW相当の新規事業を中止するか、その着工を延期するしかなかった。

実は、15年から17年の間、中国では石炭火力発電の投資ブームが発生した。背景として、15年の規制緩和によつて、石炭火力発電所の設置許可ならびに環境アセスメント認定権限が国から省級政府に移譲されたこと、そして14年以降の石炭価格の下落により石炭火力の投資回収率が改善されたことが挙げられる。

●地域石炭消費規制

地域石炭消費規制とは、大気汚染対策が急がれる地域を対象に、国が石炭消費量に関するキャップを設定し、さらに期限を設け、絶対量削減義務を地方政府に課す規制手法である。第1期習近平政権が発足した13年、中国では大規模な大気汚染問題が発生した。同年9月、中国政府は、立て続けに「大気汚染防止行動計画」、「北京、天津、河北および周辺地区における大気汚染防止行動計画に関する細則」を発表し、規制に乗り出した。その目玉政策の一つが、地域石炭消費規制である。本制度は、北京市、天津市、河北省、山東省の4つの地域に対し、12年の石炭消費量を基準に17年まで、さらに計8300万トンの削減義務（定量削減）を課している。4つの地域における13年度からの年間石炭消費量は12年度の消費量を超えることは許されず（キャップ）、17年までさらなる絶対量削減が求められる。例えば、1300万トンの削減義務が課されている北京市の場合、12年度の石炭消費量は2270万トン前後であるため、17年に許される年間石炭消費量は1000万トン弱になり、削減率はマイナス57・3%に相当する。

当時の中国において、石炭キャップ規

削減効果が見込まれる。

●地域石炭消費規制

地域石炭消費規制とは、大気汚染対策が急がれる地域を対象に、国が石炭消費量に関するキャップを設定し、さらに期限を設け、絶対量削減義務を地方政府に課す規制手法である。第1期習近平政権が発足した13年、中国では大規模な大気汚染問題が発生した。同年9月、中国政府は、立て続けに「大気汚染防止行動計画」、「北京、天津、河北および周辺地区における大気汚染防止行動計画に関する細則」を発表し、規制に乗り出した。その目玉政策の一つが、地域石炭消費規制である。本制度は、北京市、天津市、河北省、山東省の4つの地域に対し、12年の石炭消費量を基準に17年まで、さらに計8300万トンの削減義務（定量削減）を課している。4つの地域における13年度からの年間石炭消費量は12年度の消費量を超えることは許されず（キャップ）、17年までさらなる絶対量削減が求められる。例えば、1300万トンの削減義務が課されている北京市の場合、12年度の石炭消費量は2270万トン前後であるため、17年に許される年間石炭消費量は1000万トン弱になり、削減率はマイナス57・3%に相当する。

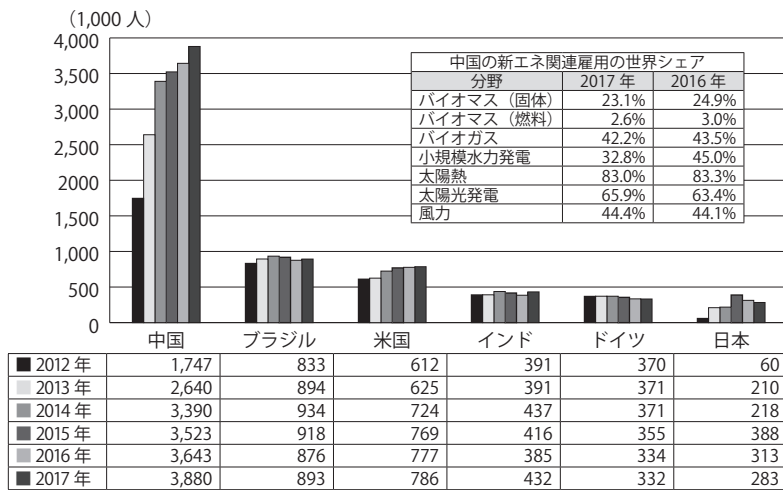
当時の中国において、石炭キャップ規

表3 地域ごとの再生可能エネルギー消費・受入目標 (水力以外)

地域	2017年再生可能エネルギー消費・受入状況 (水力以外)			2020年までの目標 (%)	目標との差 (ポイント)	地域	2017年再生可能エネルギー消費・受入状況 (水力以外)			2020年までの目標 (%)	目標との差 (ポイント)
	全体量 (億 kWh)	地域全体割合 (%)	前年比増減 (%)				全体量 (億 kWh)	地域全体割合 (%)	前年比増減 (%)		
北京市	111	10.4	1.4	10	0.4	湖北省	127	6.8	2.1	7	-0.2
天津市	84	10.4	1.4	10	0.4	湖南省	115	7.2	3.1	7	0.2
河北省	357	10.4	1.4	10	0.4	広東省	189	3.2	1.3	7	-3.8
山西省	238	12.0	2	10	2	広西自治区	44	3.0	1.7	5	-2
内モンゴル自治区	528	18.3	3	13	5.3	海南省	14	4.7	0.2	10	-5.3
遼寧省	197	9.2	0.6	13	-3.8	重慶市	24	2.4	0.8	5	-2.6
吉林省	115	16.4	2.7	13	3.4	四川省	73	3.3	1	5	-1.7
黒龍江省	146	15.8	3.4	13	2.8	貴州省	59	4.3	-0.3	5	-0.7
上海市	41	2.7	0.7	5	-2.3	雲南省	219	14.2	1.7	10	4.2
江蘇省	316	5.4	1.2	7	-1.6	チベット自治区	8	14.0	3.9	13	1
浙江省	176	4.2	0.6	7	-2.8	陝西省	115	7.7	3.9	10	-2.3
安徽省	169	8.8	2.7	7	1.8	甘肅省	160	13.8	1.3	13	0.8
福建省	95	4.5	0.8	7	-2.5	青海省	127	18.5	0.2	10	8.5
江西省	84	6.5	2.7	5	1.5	寧夏自治区	206	21.0	1.9	13	8
山東省	372	6.9	1.3	10	-3.1	新疆自治区	263	13.1	2	13	0.1
河南省	255	8.1	3.7	7	1.1	合計	5,025	8	1.7	9	-1.0

(出所) 中国エネルギー局「2017年度全国再生可能エネルギー統計評価報告書」に基づき、筆者作成

図3 世界再生可能エネルギー関連の雇用状況 (2012~17年)



(出所) IRENA, Renewable Energy and Jobs: Annual Review 2013 から 2018 等に基づき、筆者作成

中国政府は、再生可能エネルギーの普及促進策として、各省級政府に対し、再生可能エネルギーの消費・受入義務 (水力以外) を課している。例えば、北

中国は、再生可能エネルギーの普及促進策として、各省級政府に対し、再生可能エネルギーの消費・受入義務 (水力以外) を課している。例えば、北

海外の研究機関が公開した資料によれば、17年段階で新エネルギー産業従事人口が最も多い国は中国であり、388万人を超えている。世界第2位であるブラジルの89万人を大きくリードしている (図3)。関連従事人口の世界シェアを見た場合、太陽熱部門が83%で最も多く、その後を太陽光部門の66%、風力の44%が続くが、いずれも世界1位を占めている (図3の表)。中国にとって、再生可能エネルギーの拡大は、気候変動や大気汚染対策だけでなく、国内雇用

海外の研究機関が公開した資料によれば、17年段階で新エネルギー産業従事人口が最も多い国は中国であり、388万人を超えている。世界第2位であるブラジルの89万人を大きくリードしている (図3)。関連従事人口の世界シェアを見た場合、太陽熱部門が83%で最も多く、その後を太陽光部門の66%、風力の44%が続くが、いずれも世界1位を占めている (図3の表)。中国にとって、再生可能エネルギーの拡大は、気候変動や大気汚染対策だけでなく、国内雇用

15年比マイナス5%、または  
し、20年までの石炭消費量を、  
たな規制では、対象地域に対  
まで拡大した (図2)。新  
発表し、地域石炭消費規制の  
適用範囲を13の省級政府地域  
に拡大した (図2)。新  
年行動計画 (18~20年) を  
空防衛戦に勝利するための3  
足した18年、中国政府は、「青  
第2期目の習近平政権が発  
が故に、地域石炭消費規制の導入は地  
方政府の大きな関心を集めた。

マイナス10%の削減を求めている。試算によれば、20年以降、これらの対象地域における年間石炭消費削減量は、15年の水準に比べ、1億9300万トン削減できる (12年比2億1500万トン削減)。  
(2) 再生可能エネルギー普及政策  
電力発展計画は、20年まで2億5000万kW相当の非化石燃料発電設備を新規導入する方針を定めている。具体的には、風力発電設備は2億1000万kW、太陽光発電設備は1億1000万kWまで拡大する計画である (表2)。統計によれば、16年末までに中国が導入した風力、太陽光設備容量は、それぞれ1億5000万kWと7800万kWに達し、世界全体の30%と25%を占めている。

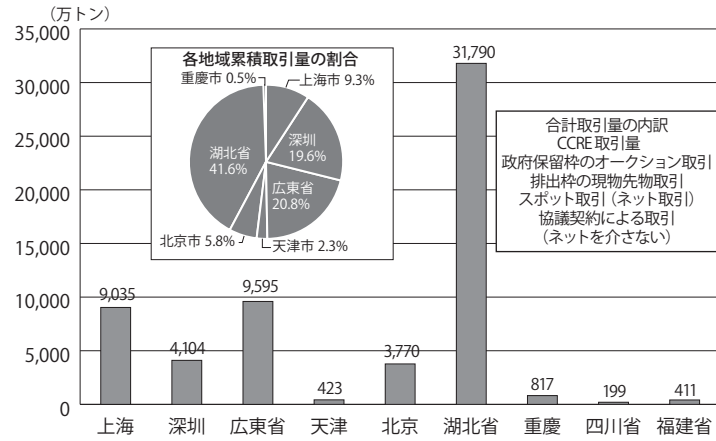
京市の場合、20年までに、市全体の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合を10%以上にする目標が国によって課せられている。この目標を達成するため、北京市は、他地域から再生可能エネルギーを受け入れるか、または、所管エリアにおける再生可能エネルギー発電を増やすか、あるいは両方の対策を取り入れるかの選択に迫られる。中央政府は、毎年、各地方政府の目標達成率について調査し、結果を公開している (表3)。17年末まで、地方政府全体において、5000億kWh以上の再生可能エネルギーを消費しているが、今後、確実に全体消費量が増える見込みである。この制度の導入は、直接、または間接的に、再生可能エネルギー産業の発展にも寄与している。

制の導入は、少なくとも20年までは不可能であるという認識が一般的であった

が故に、地域石炭消費規制の導入は地方政府の大きな関心を集めた。

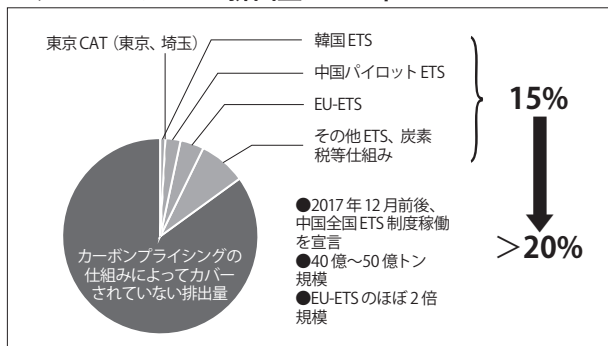


図4 中国パイロット ETS の取引規模



(出所) 公開資料に基づき、筆者作成

図5 世界におけるカーボンプライシング制度(ETS等)のグローバル GHG 排出量カバー率



(出所) "CAIT Climate Data Explorer" 2017. World Resources Institute. に基づき、筆者が試算

### 3. 中国の ETS 制度の確立

中国では、13年から地域限定のパイロット ETS (排出量取引制度) が実験的に導入され、現在9つの省と市(北京市、天津市、上海市、深圳市、広東省、湖北省、重慶市、福建省、四川省)にまで拡大した。それらのCO<sub>2</sub>カバー量は12億7000万トン前後、およそ3300社が制度の対象になっている。当初、産業構造、電源割合、経済発展状況などの条件の異なる地域が実験対

象に選ばれ、地方政府に広範囲な制度構築の裁量権を認めた関係上、パイロット ETS の対象業種や制度対象の線引き基準、割当方法論、取引ルールなどがそれぞれ異なる。しかし、すべてのパイロット制度は、電力事業者を規制対象としている。

17年末まで、排出枠(現物先物取引も含む)やCCER(国内自主的削減量)、オークションなどを含めた全体取引量は6億トン前後、全体取引金額は約2200億円に相当する。取引量が最も多いのが湖北省であり、全体市場における取引割合は41.6%を占めている。

17年12月18日、中国政府は、国务院の認可を経た「全国炭素排出取引市

場建設方案(発電部門) (以下、方案)の通達(发改気候規「2017」2191号)を発表し、全国排出量取引制度(全国 ETS)の導入を正式に決定した。13年から開始したパイロット ETS の経験が全国 ETS 構築に生かされている。全国 ETS の初期段階は、1700社前後の発電事業および自家発電設備を持つ他の事業者のみが対象になるが、それだけでも30億トン以上のCO<sub>2</sub>排出量がカバーされ、正式に稼働すれば、EU ETS の1.5倍、将来的にはその3倍以上に相当する世界最大規模の市場になる。

もつ二つの見方は、今回の組織改革を受け、気候変動政策の勢いが減速する可能性を指摘するネガティブ説である。気候変動政策の要であるエネルギー対策については、国家発展改革委員会が引き続き権限を行使することとなっている。気候変動関連職責から解かれた国家発展改革委員会の協力を、生態環境部が十分得られないことへの懸念が、このネガティブ説の根拠である。しかし、今年に発表された「青空防衛戦に勝利するための3年行動計画(18~20年)」の地域石炭消費量規制からも分かるように、大気汚染対策は中国の最重要課題であり、生態環境部がその主務官庁であると考えた場合、ポジティブな意見に軍配

### 4. 展望—組織改革が気候変動対策に与える影響

18年4月20日付で、国家気候変動対策を統括する気候変動司(中央省庁の局に相当)が組織・人員ごと、新設

された生態環境部に吸収された。このような組織改革が中国気候変動対策に与える影響について、中国関係者や学識経験者の中では真逆の意見が並存している。一つは、今回の組織改革が気候変動対策の強化につながる、というポジティブな意見である。気候変動対策と更なる規制強化が求められる大気汚染対策との間には相乗効果を發揮できるポテンシャルが高く、権限集約を受けた生態保護部がより大胆な気候変動対策を打ち出すことが可能になる、というのがその理由である。

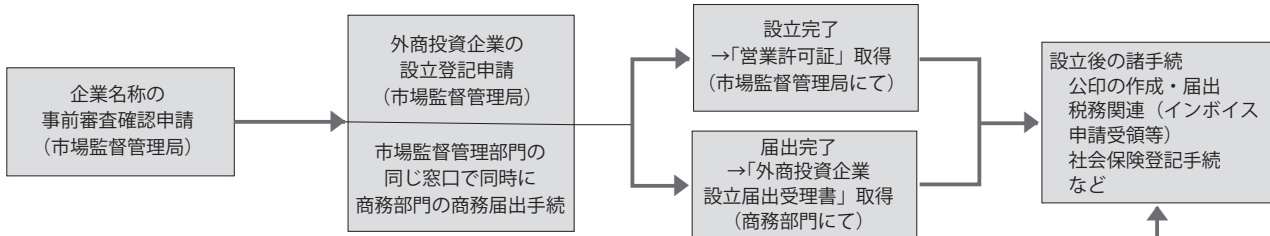
が上がりそつた。

森・濱田松本法律事務所 弁護士  
石本茂彦

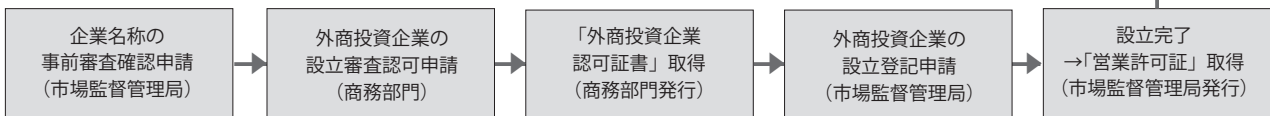
# 簡易化の動向

図1 外商投資企業設立手続の概要

①ネガティブリスト外の業種の場合



②ネガティブリスト規制対象業種の場合



(注) ②では、更に国家発展改革委員会によるプロジェクト事前審査確認が必要な場合もある。

し、一部の地域では統合が遅れ、工商行政管理局の名称が引き続き使用されていることもあります。

### 3 その他の設立手続簡易化、迅速化の動き

会社設立等の手続の簡易化、迅速化は、外資(外商投資企業)だけでなく国内企業も含む全ての会社について進められようとしています。

例えば、18年5月14日に公布された国務院の「企業設立期間のさらなる短縮に関する意見」では、企業設立の迅速性や利便性はまだ国際的(先進的)な水準に達していないとの認識のもと、企業設立期間を現在の平均20営業日から、省都等の大都市では18年中にこれを8.5日に短縮するという目標が示されています。そして、これを実現するための方策として、前述2のような申請窓口の一本化ないし並行処理(国内企業でも業種によっては設立に複数の機関での手続が必要になります)、会社の「公印」の作成手続の簡易化(17年から実施されている、公印作成に関する公安機関の手続の「審査認可」から「届出」への移行の徹底、窓口の一本化等)、統一社会信用コードによる税務当局でのインボイス(発票)申請受領手続や社会保険登記交付手続等の簡易・迅速化の推進などが具体的に示されています。

### 4 企業名称

会社設立手続の迅速化、簡易化という観点で今も実

務上問題となっているのが、企業名称に関する手続です。現状では、会社の設立手続(設立工商登記申請、商務部門への届出や審査認可申請等)に先立って、市場監督管理部門(工商部門)による企業名称の事前の審査確認が必要です。この審査に結構時間がかかることが少なくありません。特に最近では、オンライン化等の手続改善の途上にあるためか、従来以上に時間がかかる(例えば1カ月)こともあります。

現在検討が進められているのは、こうした事前の審査確認を廃止して、設立登記申請の際に直接、あるいは「企業名称申告システム」を通じて、登記予定の企業名称を提出するという制度への変更です(18年7月に「企業名称登記管理条例」の意見募集稿が公表され、具体的議論が始まっています)。

### 5 まとめ

中国における会社設立手続の簡易化・迅速化はまだ発展途上です。上記の企業名称の確認制度など、改善の余地の大きい部分も少なくありません。ネガティブリスト上の業種に対する審査認可等の規制は引き続き行われますし、更に一部の特殊な業種については国家発展改革委員会等での事前のプロジェクト審査確認手続等も必要です。しかし、改革はかなりのスピードで進められています。中国政府が目指す、通常の場合の会社設立についての完全なオンライン化やペーパーレス化も、そう遠くない日に実現するかもしれません。





# 外資参入規制緩和、現地法人設立手続の

**Q** 中国に会社（現地法人）を設立する際の手続が、以前よりは簡単になり、かかる時間も短くなってきていると聞きました。最近はどうな状況でしょうか。

**A** 外資参入規制は、2016年10月のネガティブリスト制度への移行によって緩和が進み、リスト外の業種については、商務部門の手続が審査認可ではなく届出となりました。また、設立工商登記手続と商務部門での届出手続の窓口等の一本化をはじめ、手続の迅速化、簡易化のための施策が進められています。ただ、企業名称手続など、改善の余地のある点も少なくありません。

## 1 外資参入規制の緩和

### (1) ネガティブリスト制への移行

中国は、従来、外資の参入（独資会社、合弁会社の設立等）には全て当局（商務部門）による審査認可が必要としてきました。これが大きく変わったのが2016年です。上海等の自由貿易試験区での若干の試行を経たのち、16年10月に、いわゆるネガティブリスト方式による管理に移行しました。審査認可、出資比率制限、参入禁止といった制限の対象となる業種をリストアップし、それ以外の業種については、一部の国内資本と共通の制限対象業種を除いて、基本的に自由に参入を認めるといふものです。商務部門での手続も、リスト外の業種については、審査認可ではなく届出でよいことになりました。

### (2) 2018年版のネガティブリスト

18年6月には、新しいネガティブリスト（「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）2018年版」）が公布されました（7月28日施行）。規制対象業種（項目）は63から48に削減されました。中国資本の商業銀行への外資出資比率の制限（外資単独なら20%、複数投資であれば25%まで）、鉄道、電力網等の重要インフラ分野への出資制限（中国資本との合弁、合作に限定）等が撤廃されました。保険会社、証券会社、先物取引会社等については、とりあえず51%を超えない範囲で外資が持分を保有することが認められることになりました（21年には出資規制自体撤廃）。このほかにも、自動車、船舶、飛行機、農業、資源等についても、一定の制限撤廃や、将来的な制限緩和・撤廃のスケジュールが示されています。

他方、出版・文化等の一部の分野では、逆に規制が強化された面もあります（例えば、書籍・新聞等の「出版業務」に加えて、新たに「制作業務」も禁止対象として明記されました）。

### (3) その他の参入規制緩和の動き

このほかにも、18年6月には、一部の地域（といっても北京、天津、上海、広州、深圳、杭州、蘇州、成都、

ハルビンなど多くの主要都市が含まれています）において、金融、電信、旅行等のサービス業分野に関する一部の制限が試験的に緩和されました（国务院「サービス貿易革新発展試験運用の深化に同意することについての回答」18年6月1日公布施行）。例えば、国外向けのコールセンター業務に対する外資出資比率制限の廃止や、外資系銀行の人民元業務規制の緩和などが行われています。

## 2 設立申請窓口等の一本化

外資による会社設立手続の合理化として進められているのが、設立申請窓口と書式の一本化です。外資が中国に会社を設立する際には、商務部門による手続（審査認可ないし届出）のほか、工商管理部門による工商登記手続も必要です。前述のように商務部門での手続が原則として届出でよくなってからも、この設立届出手続と工商登記手続は別の手続であり、申請資料も別に準備する必要がありました。一部の地域では、先行してこれらを一本化して申請者の負担を軽減する試みが行われていましたが、18年6月、全国でこうした「1つの書式、1つの窓口」の制度が進められることとなりました（商務部「外商投資企業の設立及び変更の届出管理暫定規則」改正、18年6月30日施行）。

具体的には、独資、合弁といった外商投資企業の設立の際、工商管理業務を管轄する市場監督管理部門（例えば、「上海市浦東新区市場監督管理局」など）の窓口で設立についての工商登記申請をすれば、合わせて商務部門にもオンラインで情報が送られ、届出申請手続も開始されるというものです。なお、設立申請書自体は、市場監督管理局の窓口に行かなくてもオンラインで提出が可能です。関連書類の原本の提出や、営業許可証や商務部門への届出受理書の受領のためには、やはり当局に足を運ぶ必要があります（上海等の実務）。

なお、従来の工商管理部門（工商行政管理局）は、18年3月の国务院機構改革により、市場監督管理部門（市場監督管理局）に統合されました。工商登記手続もこうした市場監督管理局で取り扱われています（ただ

# 情報クリップ

2018年7月



## JCNDA NEWS

2018年7月の日中東北開発協会の活動から

### ■ 7/9 龔偉・江蘇省商務庁外資処副調研員ら来会

龔偉・江蘇省商務庁外資処副調研員をリーダーとし江蘇省各市商務局から構成される一行12人が来会し、各市のビジネス環境等を当協会事務局へ紹介、当協会からは、日中省エネルギー・環境総合フォーラム等当協会の事業について紹介した。

### ■ 7/12 賛助会員セミナー「第一回中国企業対日ビジネスセミナー」開催

当協会賛助会員を対象に、中国企業とのマッチングの機会創出ならびに日中両国企業のビジネス協力の促進を目的として、セミナーを開催した。第一回目の今回は DJI JAPAN 株式会社 福田達男ポリシーディレクターを講師にお招きし、「DJIの現在とパートナーシップ」をテーマに講演をいただいた後、参加企業との間で質疑応答・情報交換や名刺交換を行った。

### ■ 7/22-26 日中経済協会合同訪中代表団事前準備訪中

9月派遣の日中経済協会合同訪中代表団の事前準備のため、杉田定大専務理事はじめ事務局が訪中し、中国国際貿易促進委員会、商務部、国家発展改革委員会、工業信息化部、外交部、中国共産党中央対外連絡部などへの説明および打合せを行った。

### ■ 7/31 第22回日中民商事法セミナーを共催

国際民商事法センター主催の「第22回日中民商事法セミナー」を共催。中国国家発展改革委員会から林念修副主任一行6人を迎えて、「知的財産権保護の強化」と「デジタル経済」について講演いただき、日本側コメンテーターとの意見交換を行った。



冒頭で挨拶される林念修国家発展改革委員会副主任

### ■ 7/9-11 日中経済協力会議準備のため東北各県等訪問 19-20 瀋陽市で関係企業を訪問

事務局が東北経済連合会および青森県庁、宮城県庁、秋田県庁、山形県庁、福島県庁を訪問し、「2018年日中経済協力会議一於北海道」の概要を説明するとともに、協力体制等について協議を行った。また、同会議への参加意欲のため、瀋陽市で、IT(瀋陽暢星軟件有限公司、思優科)、ファン・プロア製造(瀋陽盛納機械製造有限公司)、自動車部品(瀋陽中屹科技有限公司)等企業を訪問した。

### ■ 7/20 NPO 法人北東アジア輸送回廊ネットワーク第20回研究フォーラムに参加

掲題ネットワークの第20回研究フォーラムが都内で開催され、事務局が出席した。席上、外務省国際協力局政策課・西ヶ廣健課長補佐による『「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での連結性強化の取組』と題する講演および意見交換等が行われた。

### ■ 7/24 大連市金普新区商務局・王副局長来会

王希剛・大連市金普新区商務局副局長一行10人が来会、日中間の食糧や日本酒の貿易等について双方で意見交換した。

### ■ 7/30 吉林省・巴音朝魯書記歓迎懇談会開催

当協会と日中経済協会は都内で掲題懇談会を開催した。懇談会には巴音朝魯書記をはじめとする吉林省政府、同省企業関係者等20人が参加し、日本側は宗岡正二会長をはじめ、関係企業の代表者17人が参加した。席上、同書記は日本との協力希望分野として自動車・部品、バイオ、ハイエンド設備、ロボット、インターネット、ビッグデータ、医薬・健康、農産品加工、観光などを挙げた。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2018年10月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

## 中国の外交と国際関係

### 編集後記

久方ぶりに成都に出張してきました。「中国都市小城镇改革发展中心(CCUD)」とUN-Habitatの共催による「第2回国際都市持続可能発展高層論壇」の出席が目的です。楊偉民中央財經委員会弁公室元副主任や李鉄CCUD理事長・首席エコノミストの基調講演では、中国の都市化の問題の所在、改革を通して解決すべき難題が、以前にましてリアルかつクリアに提起されていたように思います。このような真剣かつ率直な議論の場に、より多くの日本の専門家も参画され、深い理解のもとで交流・協力が推進されるよう、我々も可能な限り力を尽くしたいものです。(十川)

\*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

### 日中経協ジャーナル

2018年9月号(通巻第296号)平成30年8月25日発行

発行人 高見澤学 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2018

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

\*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN: 978-4-88880-263-5 C2033



# DATA ROOM

## 中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2018年第2四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2014年	2015年	2016年	2017年 1～3月	2017年 1～6月	2017年 1～9月	2017年	2018年 1～3月	2018年 1～6月
国内総生産(GDP)名目額	億元	643,974	689,052	743,585	180,683	381,490	593,288	827,122	198,783	418,961
〃 実質成長率(前年比)	%	7.3	6.9	6.7	6.9	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8
四半期 GDP 実質成長率(前年比) (注1)	%				6.9	6.9	6.8		6.8	6.7
1人当たり GDP	元	46,629	49,351	53,980				59,660		
〃 実質成長率(前年比)	%	6.7	6.3	6.1				6.3		
食糧生産量	億トン	6.0703	6.2143	6.1624				6.1791		
工業生産額(付加価値ベース)	億元	233,856	236,506	247,860				279,997		
〃 前年比	%	7.0	6.0	6.0				6.4		
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	8.3	6.1	6.0	6.8	6.9	6.7	6.6	6.8	6.7
固定資産投資額 (注3)	億元	512,761	551,590	596,501	93,777	280,605	458,478	631,684	100,763	297,316
〃 前年比(名目)	%	15.3	10.0	8.1	9.2	8.6	7.5	7.2	7.5	6.0
不動産開発投資額	億元	95,036	95,979	102,581	19,292	50,610	80,644	109,799	21,291	55,531
〃 前年比(名目)	%	10.5	1.0	6.9	9.1	8.5	8.1	7.0	10.4	9.7
社会消費財小売総額 (注4)	億元	271,896	300,931	332,316	85,823	172,369	263,178	366,262	90,275	180,018
〃 前年比(名目)	%	12.0	10.7	10.4	10.0	10.4	10.4	10.2	9.8	9.4
消費者物価指数(CPI)	%	2.0	1.4	2.0	1.4	1.4	1.5	1.6	2.1	2.0
工業品出荷価格指数(PPI)	%	-1.9	-5.2	-1.4	7.4	6.6	6.5	6.3	3.7	3.9
都市部1人当たり可処分所得	元	28,844	31,195	33,616	9,986	18,322	27,430	36,396	10,781	19,770
〃 実質伸び率	%	6.8	6.6	5.6	6.3	6.5	6.6	6.5	5.7	5.8
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	9,892	11,422	12,363	3,880	6,562	9,778	13,432	4,226	7,142
〃 実質伸び率	%	9.2	7.5	6.2	7.2	7.4	7.5	7.3	6.8	6.8
都市部新規雇用者数	万人	1,322	1,312	1,314	334	735	1,097	1,351	330	752
都市部登録失業率	%	4.09	4.05	4.02	3.97	3.95	3.95	3.90	3.89	3.83
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	43,030.4	39,569.0	36,855.7	8,999.4	19,095.5	29,687.0	41,045.0	10,421.5	22,047.4
〃 前年比	%	3.4	-8.0	-6.8	15.0	13.0	11.7	11.4	16.3	15.9
中国の輸出額	億ドル	23,427.5	22,749.5	20,981.5	4,827.6	10,472.7	16,324.2	22,635.2	5,452.7	11,716.6
〃 前年比	%	6.1	-2.9	-7.7	8.2	8.5	7.5	7.9	14.1	12.7
中国の輸入額	億ドル	19,602.9	16,819.5	15,874.2	4,171.8	8,622.8	13,362.8	18,409.8	4,968.8	10,330.8
〃 前年比	%	0.4	-14.2	-5.5	24.0	18.9	17.3	15.9	18.9	19.9
中国の輸出入収支	億ドル	3,824.6	5,930.0	5,107.3	655.7	1,850.0	2,961.4	4,225.4	483.9	1,385.8
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,124.4	2,786.6	2,747.9	688.8	1,421.9	2,200.5	3,029.8	757.3	1,574.8
〃 前年比	%	0.0	-10.8	-1.3	12.3	11.1	10.1	10.1	10.1	10.7
中国の対日輸出額	億ドル	1,494.4	1,356.7	1,292.6	322.6	652.8	993.5	1,373.2	344.4	703.7
〃 前年比	%	-0.5	-9.2	-4.7	4.8	6.2	4.7	6.1	7.1	8.0
中国の対日輸入額	億ドル	1,630.0	1,429.9	1,455.3	366.2	769.1	1,207.0	1,656.5	412.9	871.1
〃 前年比	%	0.4	-12.2	1.8	20.0	15.6	15.0	13.7	12.7	12.9
中国の対日輸出入収支	億ドル	-135.5	-73.2	-162.6	-43.7	-116.4	-213.6	-283.3	-68.5	-167.3
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) (注6)	件	23,778	26,575	27,900	6,383	15,053	23,541	35,652	14,340	29,591
〃 前年比	%	4.4	11.8	5.0	7.2	12.3	10.6	27.8	124.7	96.6
世界の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	1,195.6	1,262.7	1,260.0	338.1	656.5	920.9	1,310.4	345.1	683.2
〃 前年比	%	1.7	5.6	-0.2	-4.5	-5.4	-3.2	4.0	2.1	4.1
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	653	643	576				590		
〃 前年比	%	-30.8	-1.5	-10.4				2.4		
日本の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	43.3	31.9	31.1	9.4	17.3	23.5	32.7	10.7	18.2
〃 前年比	%	-38.7	-26.1	-3.1	-6.9	0.6	3.5	5.1	13.8	5.2
経常収支	億ドル	2,360	3,042	1,964	184	693	1,098	1,649	-341	-283
マネーサプライ(M2) (注7)	億元	1,228,375	1,392,278	1,550,067	1,599,610	1,631,283	1,655,662	1,676,769	1,739,859	1,770,178
〃 前年比	%	12.2	13.3	11.3	10.6	9.4	9.2	8.2	8.2	8.0
外貨準備	億ドル	38,430.2	33,303.6	30,105.2	30,090.9	30,567.9	31,085.1	31,399.5	31,428.2	31,121.3
対外債務残高 (注8)	億ドル	17,799.3	13,829.8	14,158.0	14,329.9	15,579.5	16,751.1	17,106.2	18,434.9	
対ドルレート	元/US\$	6.1428	6.2284	6.6423	6.8993	6.7744	6.6369	6.7518	6.2881	6.6166
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェトロ換算)	億ドル	3,091.8	2,699.4	2,703.2	688.2	1,396.9	2,137.6	2,969.1	756.4	1,535.4
〃 前年比	%	-0.9	-12.7	0.1	8.8	9.9	8.7	9.8	9.9	9.9
日本の対中輸出額	億ドル	1,271.1	1,092.7	1,138.7	296.0	615.6	950.6	1,326.5	337.4	703.8
〃 前年比	%	-2.1	-14.0	4.2	18.2	17.8	16.8	16.5	14.0	14.3
日本の対中輸入額	億ドル	1,820.7	1,606.7	1,564.4	392.3	781.3	1,187.0	1,642.6	419.1	831.6
〃 前年比	%	-0.1	-11.8	-2.6	2.7	4.4	3.0	5.0	6.8	6.4
日本の対中輸出入収支	億ドル	-549.7	-514.1	-425.7	-96.3	-165.7	-236.4	-316.0	-81.7	-127.8
日本の対中直接投資総額 (財務省国際収支状況・ジェトロ換算)	億ドル	108.9	100.1	94.5	21.8	46.0	69.5	96.8	19.0	52.3
〃 前年比	%	19.6	-8.1	-5.6	-0.8	-3.8	-5.7	2.4	-13.0	13.7

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前年同期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2,000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む(2014年もそれに伴い調整された)。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外為管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。



# Smart Challenge TEDA

## 美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

### 中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、  
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区  
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階  
Tel. 03-3221-8298 E-mail:hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会  
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION